



管見談第一

一、書之しよのごし吾子之歌に、民は惟邦これくにのもと本本固邦寧かたきやすしと

御座候、然るに取立之至而嚴敷つふれかけおちおびたたく禿缺落夥敷候由

承知仕、天晴大切之儀と内々相歎なげき罷在候処、此度

公儀御逼迫ひつぱく之続つづき、存寄申上候様御家中一統被

仰出候由承知仕候故、此節愚意を申上ハやと相認候か

熟うづ相考候に、拙者蒙二御勘氣ヲ一候者之儀、殊ニ不学

短才たん之儀二御座候得は、無用之妄談もう恐多儀と差扣

罷在候か、此度御手前様御大役被蒙 仰候様承知

仕候得は、尤無用の儀ニは候得共、愚者も千慮りよ必ス

有^二一得^一と申候得は、御用にこそ相立不申共、千二一ツも

御心扣ニ相成候儀御座候時は寸忠と存候故、不^レ顧^{かへりミ}

レ惶^{おそれヲ}御内々備^{そなへ}ニ高覽^ニ一候得共、此儀は他筆を相願可申様

無御座故無扨相認候処、極而見苦敷間々字形^{じかた}も

相分り不申所も御座候而、甚不調法ニ御座候得共、無是

非此俚ニ而指上申候、且又何程坎聞^{ききあやまり}誤覚違も有之

儀と存候得共、拙者儀は井底之蛙^{みのそののかわづ}同様之者ニ而

世間を存不申故、相糺可申様無御座、承置候俚相記申候、^ニ

莊子^{そふ}に以^{くわんヲうかがふ}レ管^ヲ窺^レ天と申儀御座候、拙者か愚痴文盲^{ぐちもんもう}

よしの切ツぞけかし天をのぞく

を以て広大無辺なる国家之事を申抔は当敷^{まふ}

此譬^{たとへ}に齊^{ひとし}く御座候故、管見談と題号仕候

公儀

一、夫^{それ}天^{さいわひ}佑^シ
二下^ニ民^{たて}立^{これカ}之^ヲ君^{なし}
一作^{カシラ}之^{じんせい}師^{じんせい}
一人生^{じんせい}を遂^{じんせい}しめ給^{じんせい}ふ也、

故に人君之御職を天職と申奉る、人君に天子諸

侯^{こう}之別有、天子ハ宇内を御^{ぎよ}し、諸侯は国内を治

給ふ、共に天道^{ほう}を奉^{ほう}じ万民を撫育^{ぶいく}し給^{なでたて}ふ御職

なり、民に士農工商の別有り、士は人君を補佐し

勞心して君に奉する者也、農ハ農業を務め、工^{こう}は

器物を製し、商は有無を通し君に奉する者也、

以上の四民は国の本也、四民各其職に務^{むさ}て不^{おこたら}懈^{おこたら}

時は本固^キ也、本固時ハ国寧^キなり

一、抑米沢は上代の事は考へからず、長井左衛門尉

大江時広しよふせきよりの証跡しよふせきはある也、時広暦仁元年

米沢松ヶ崎に城を築きつて在城せしと云、時広七世

の孫出羽守広房か時、伊達大膳太夫藤原の正宗か

為おわに逐おわれて大江家亡ほろびたり、正宗是より米沢を

押領し松か崎には長臣を置、己やしろは八代館山に

城を築て明德二年より居れり、正宗九代の孫

越前守政宗、天正十八年封ほうを葛西大崎に遷うつ

されて蒲生氏郷持うちさとり国家蒲生かもふに会津に代

せられてより直江太夫兼続かねつ居れり、景勝公

慶長六年遷らせられしより出羽の一大藩はんとは

なれるなり、時に国家こくかは地方千里万乗じよふの方伯ほうはくにて

大大名

まします処、終に三拾万石の小国とならせられし

かは、御国用制せられかたくこそ有けん、直江太夫

の大才にて御格式を儉素けんそに立、御政事を簡易かんゐ

あつてかる

にして執行はれし故、国風質素淳朴しつそちゆんぽくにて国安ク

民豊にして目出度御代となりしとかや、

上生院様御代迄は尚簡易の御風儀二而、折節

御広間迄も成せられ当番の者と御物語有、

または御前江被召出御酒を賜りし事杯も

ありしかは、上下の恩義通し諸士の上に懷き奉り

し事浅からさりしと也、此御代迄侍組を始諸組

江戸番転を勤るに、侍組ハ乗懸、三御馬廻は蓑笠、

足輕は米を負ふて登りし事也と云り、然れとも

此御代より最早御国用不足せしと覺、
綱勝公つなかつ

御代明暦元年五斗百懸銀諸役三割増等百姓へ

被 仰出、続而万治二年三千石の増物成を被仰付候也、

是を成田と称ると申なり、時に寛文四年上生院様

御薨逝こうせいにて御世子無かりしかは、御血筋を以て

吉良家きらより法林院様御二才之時御名跡成せられ、御半領

を以御相続なりしかば、御家中諸士の俸禄ほうろくも半減二

被仰付し也、然は此時公儀の御格式も半減たるべ

かりしを、君御幼少と云、御小身より入せられし事

なれば、諸士の輕しめ奉る事も有らんと云、大臣の

思慮なりし上、吉良公は奥高家にましまし大公

儀の御格式に副給ひし故、御当家江も万端其姿すかた

を以御差図も有し故、御平日の奉養よりして都而の

御格式此御代より大に重く成しと也、御本丸御書院しよいん

二之御丸御舞台麻布御殿等の如き、皆此御代延

宝年中の御造営也、江戸御上下にも侍組三十人頭

物頭組共に被^ニ召連^{つれ}し也、都而か様の御事にて過当

なる事故、御国用次第に逼^{ひつ}白し、天和二年大公儀江

御願之上重き御儉約行れ、御郡中江も儉約を守るべ

きとの号令^{ごうれい}有しと也、されとも天下六十年の大平^{おふれ}二而

次第に奢侈^{しやし}に趣き、將軍常憲院樣^{ぢやうけん}天性奢

五代將軍
綱吉公也
おこりおこり

侈を好せられしかは、諸侯大夫我も我もと奢侈を

争^{かい}ひ海内の富貴此時に至極し、徳川の天下も是より

傾^{かたむ}きしと也、奢侈は次第に増長し御国用も制せられ

難く、且法林院様殊の外御能を御好被成、御能装束を

夥敷御用意あり、且頻に御能御興行被遊し故、大に

御国用の痛と成しと也、元禄年中懸官の命により

営中に於て御能被遊し時、嵐山一番の御仕方ニ金千両

の御費用ニ而有しと云、斯の通にて御分限不_レ立故、

次第に御国用乏しくならせられしかは、樹徳院様じゅとく

御相続之砌、宝永元年石垣造営の命おふせを蒙せられしに

御用料御差支にて、諸士の物成始而御借上ニなりし也、

此時半物成を召れしかとも、是は翌年御返しに

成しなり、然とも御国用ハ只管ひたすら乏しかりしかは

間もなく又物成之内四ヶ一御借上ニ成し也、是は

連綿して御返し無く、其中享保十八年と

元文中と両度半物成を召れしと也、時に

元禄以来百姓次第に困窮に及び、年来の未進^{みしん}

夥^{おびただしく}敷重り、弥増の困窮にて御年貢不納なる故、

御国用も尚更御逼白に成しかは、英徳院様御^{ゑい}

代元文中御評儀之上、古来之未進都^{みしん}而七ヶ

年之間^{しゅのう}收納を御免被成、当納計を召れしかば、
^{おねんく}

百姓悦ひ我も我もと租税^{そぜい}を納し故、御蔵に米
^{おねんく}

積余り仮屋を立、夫銀蔵のむくり折銀納^し暫く

停止せられし程の事にて有し也、其上木ノ実青

苧豊熟なりしかは、御国用豊になり諸士江四ヶ

一の物成御返しになり、百石之内九俵ツ、召れし也、然るニ

延享三年 重定公御代を知し召てより、只管御国

用逼迫にて、寛延三年三俵の増錢を被仰付て

十式俵ツ、召れ、同三年終に猶又半物成を召れし也、

夫より年々御借上にて漸々御取続なりし処、宝

歴四年東叡山修造^{しうぞう}之命を蒙せられ、此時の御

費用九万八千両ニ而有しと世に伝る程の事ニ而

夥敷御物入にて有し故、御國中江懸銀御用金等

被 仰付しか共、万両にも満ちす、其外数万両ハ御

仮借^{かしやく}を以て漸々に御成就有し事ニ而、此御手伝は
かりかり

国家の御大事にて有し也、時に同五年大凶年二而

田穀登^{ミシ}らす、翌年に至り米穀大二乏く、窮民は

皆手を束て餓死せし也、されば両年之残税^{ざんぜい}過半に
さかりねんく

越へ、御国用至而御窮迫^{きうはく}なりしか共、士農の困窮又

限り無かりしかハ、同七年之春諸士の拝借物農民の

古未進都而御捨りに被仰付し也、此分金詰ニして拾万両

余二而有しと也、然る二同年七月中連日大雨二而洪水^{れんじつ}

滔^{へヒコリ}天^ミ、山崩れ川缺御国中過半破潰^{はくわい}せしかハ、御休地^{やすめ}
やぶれついえ

七万石余二及たり、無^キ左たに漸々御取続成し上に、か様に

四ヶ年打続大災難を蒙せられしかハ、国家此^{こゝ}に至而御大切甚し

かりし也、且又宝五の飢饉ききんより民力大に衰おとろへ年々未進別ミしん

して夥おびた敷、六年より十二年より十二年迄に又壹万両余之滞にて、

是は仕切済と云に被仰付し処、十三年より天明三年

迄に都合貳拾万貫文余滞たりと云り、依而御蔵もと

至而御難渋なりし中、明和年中の御手伝御普請ン、

続而九年之御類焼、天明三年の凶作等の如き有、

且御借金次第に増長し、年々の御利足計も夥敷事ニ而

御窮迫止事無きを以、治憲公御代に至り重き御

儉約を被仰出、御奥向五拾余人の女中を只九人に

御減じ被成、御綿服めんふくに一汁一菜の御膳具ぜんぐを召れし

より段々御省略被遊せいりやく、当御代に至り御初入部の御先はつきやつし

例を略せられしを始として、諸事猶又御減少もあり、

官吏くわんりも其事にのミ心を尽し、諸士へ百石貳両懸等やくにん

被仰付し事なれば、如何様御国用も豊になり御国民

も利沢りたくを蒙るへき事なるに、却而一年ハ一年よりも御うるおい

逼迫にならせられ、既にはや御大切きは之際に至らせら

れしと申事なるは、如何なる御事やらん、測難へかりし、乍去

竊ひそかに察さつするに、未だ御分限の立ざる故なるへし、量はかり入いる

為なす出いだすの御国計くらしならハ、左程の御窮迫に至らせらる

事は無き事なるへし、世の人の言に、年来只管ひたすらの

御省略なれば此上はなき事也、此上を省はぶかれんならハ

何を以て封君ほうくんの御身分立へき哉と云也、御役人中を

始として上下皆此心得なる故、世は斯かく成行たる也、前に

申せし如く、国君こくくんは天道とうに替り国民くにを撫育ぶいくし給ふ

御職分なり、然は国民を撫育を本とし御国計は
くらし方

御分限次第に立らるへき事、全体過当の御国計

なる故、不足の処ハ天よりも降らす地よりも湧わかされハ、

臣民しんみんを損そんぜらるゝより外無く、其損他領他国の富農

大賈こに及およし給ふ事になり、其風臣民に化し只管過ひたすら

当の生計クラシして困窮仕尽し、恒つねの産なりわいなければ自ら

恒の心なく、不仁不義の行をなし、凍餒刑戮ごうたいけいりくをも免れのか

こゝへおしおき

さる事になりたるハ、皆是御分限の立さる一ツよりして

斯成行たれば、是こそ御身分の立さる第一也、四海困窮しかいこんきうすれハ

てんろくなかくおわる

天禄永終と仰られたり、天の命人の咎畏めいても猶余あま

ある御事なるへし、尚書しょうしょに菓不くすりざれば二瞑眩めんけんせ一厥病不そのやまいず疹ト云り、
めまゝたちへらハ

此上は万事を果断くわだんに御省略被遊、相当の御国計を

ふんざり

立られ、諸士へ物成を御返し有り、百姓の過役を許され

関市の征を弛へられたく、国奢おごこれバすなわちしめすに則示二もつてす之以けんヲ儉トいへば

御分限を猶一等御引下しありて真まことの儉約を行

はせられ、臣民に儉素を知らしめ、人情富足とみたるる時ハ

奢侈になり易ければ、時宜^{じぎ}相応の制度を立られ身立を

知らしめ、四民各家業を守りて懈怠^{けたい}なからしめ、其上^{おこたり}

孝悌^{てい}の道を教へて民風和睦ならしめ給ふ時は、国富

民昌へ是こそ千歳^{きう}不朽^{くち}之御為道なるへし

一、儉約は人君の大徳にして仁の道也、夫天地にあらゆる

万物ハ人類を扶持する為め天より与へ給ふ所也、然とも

其与へ給ふ所限りある故に、漫^{ミタリ}に天物を費す時ハ世

界の財用不足して偏^{あまねく}く行渡^{ゆき}らず、飢寒^きの患^{うれい}を

蒙るもの出る事になる故、聖君賢主^{せいくんけんしゅ}ハ制度を立て

貴賤の身分を知しめ、人情奢侈^{しやし}には成り易キゆへ

専ら儉約を行ひ、民をして儉素ならしめ、普く財用あまね さいよう豊か

ならしめ給ふなり、堯ぎやふしゆんぼうしず舜茅茨不きらどかい剪土階三尺の如き是也、

乍去偏へんに儉にしてハ墨子ぼくしか儉となり道理に背く故、
かたより

用へき所へ豊に用ひ給ふか専用なるへし、其事は禹王

の菲うすくして二飲食いんしよくを一而致いたし三孝于二鬼神きしんニ一惡あしくして二衣服いふくヲ一而致びヲ二美于二黻冕ふつべんニ一

卑いやしくして二宮室きうしつヲ一而致いたす三力于二溝洫こうけき一と申もうすか如き是也、御内輪向

の事を賤いやしめ給ひ、宗廟朝廷の礼の如き表向の

事を貴ふし給ひ、且民事には財用を惜おしまずして

力を用ひ給ふか御本意なるへし、然れ共曾子ノ、国

奢おこれハすなはちしめすに則示ニもつてし之ヲ以けんなれハ儉国スニ儉則示ニス之れいヲ以レ礼と云れて、当世

の如く奢侈なる世には、宗廟朝廷の礼の如くも猶一

等を下して儉素を示し給ふ時なるへし、然れ共儉約ハ

根元物の費を省く事なる故、悪しく心得れハ必かならずささい瑣細成

損得の僉議になるなり、孔子も見ミレバ二小利一則大事不レ成と

仰られ、左ある時は大計けいの合ぬ事になりて却而害ト成

なるなり、只今元々所にて物の費を省く事也と申せ共、

最早御身上浮沈ふちんの際に至らせらるゝと申せ共、元々所何

の詮せんも無き事也、務つとめレ小忘ヲわすれレ大し誤なるへし、されハ当時量はかりて

入いる為いたすレ出の道理を以、全体にて万事を果敢くわかんに省略有、

千両の物ならハ五百両にも三百両にも節限せつげんを立

ほどふしかきり

られ、夫々の御役人江御任^{まかせ}あり、大計さへ缺^{かく}る事なくは、

其内の小事ハいかに共あれ御構^{かま}なきか御儉約の御本

意なるへし、偕又儉約と吝嗇^{りんしよく}とは似たる物にて表裏

なり、儉約は損^{へらし}己益^{ヲますと}人事^ヲにて吉徳也、吝嗇^{しわき}は損^シ人益^ヲ己^ヲ

事にて凶徳^{きやう}なり、然る二世の儉約は多くハ吝嗇^{しわき}に落易^{おちやす}

きなり、可^{べき}悲^{かなしむ}哉

一、祖宗^{そそう}の御法は御改なきを以て御子孫の御孝行とする

なり、いかにと云に、国家は 祖宗の御創業^{そうぎやう}にて御格

式御作法も祖宗の御建立^{こんりう}なり、御子孫は皆国家を

預からせ給ひ御名代を勤させ給ふ事なれば、其格式を

守らせられ、堅固に国家を守護し給ふか祖宗の思召を続せ

らるゝにて御本意なる故也、且執政執事の御政事を掌つかさとる 二も

古法古格に因よるときハ、大抵の人なれば滞やくにんハなき也、非あらざれば 二先王之

法言ほうげんニ 一不ず 二敢言あいていわ 一と仰られて、祖宗の御格式を守るハ大臣の

けつして

専務せんむなり、且国民も法に習ならる故世は斯ある物と思ひ、

何の差別もなくそれに安堵し居也、されとも年久し

ければいつしか本を失ひ、様々の弊生ついでして国家の害ト

なる事ある故、後世の人主旧弊こうせい じんしゆきう へいを改め祖宗の御格式

かへるべき

を修正し給ふを中興ちゆうこうの君と申なり、乍去たとへ仮令祖宗ノ

おこる

御格式なり共後世種々の害を生して国民の患と

なる時は、賢君良弼けんくんりよふひつありて御格法を改められんに、何の

よきたすけ

苦しかるへき、根元民を治め給ふ為なれハ、何れの道にも

民を安んずるか専一なるへき也、然とも左様の時は末代を洞どう

ほがらかに

視しする御器量にあらされては叶はぬ事也、今年改而明年

捨給ふか如きハ国家を擾乱じょうらんして却而国の治らさる基もととなる

なり、故に書曰、君罔しよニ以きミ二辨言一乱べんげんヲ中ミだる旧章きゆうしようヲ、又曰、無なけれ下なし作二聰明一乱そうめいヲ中一乱旧

政上せいヲ、詩曰、不ず愆あやまらず不レ忘率わすれしつ由旧章ゆうすきうニ、因而賢君良相といへ共従

来の法を改め給ふハ大に難かたじ給ふ処なり、時に国家ハ寛

文四年御半領にならせられしかは、此時万事の御格

法も半減を以立させられるへかりしを、依然として従来

之御法に因順せられ、増したるハあれとも減したるハなく、夫故

今の御窮迫にも至られしを申せは、国家ハ格別の

御事なれば、国初の御格法を御斟酌ありて万事を

御省略あり、御分限御相応の一定の御格法を立させ

られ、万々世目出度御相続あらせらるゝ様になし給ふか、

当時第一の御孝行、国家の先務、人生の御本意なる

べし

一、日向国飽肥^{をひ}の領主伊藤侯ハ昔より御家盛衰なし

といへり、其故いかにと申に、先君の立置し格式作法^{おしそか}厳

にして小細の事迄夫々に定法あり、御代々是を厳敷

御守りある也、侯の召るゝ上下にも定式有て代々夫を召るゝ事なるに、或時侯當中より御退あつて家老を召れ、

我等着用の袴袴かみしもの如きハ一人もなし、染色の替る計

の事ハ苦しくもあるまし、人並の袴袴にしたき物也と

仰られければ、同役評判仕候而御答可申上とて退き、其後

出て申様、先日被仰聞候御上下の義、御年若之儀なれハ

御尤之御事也、乍去仮令御染色計りの事にもせよ御

定格を替られては御家格の破るゝ基なり、御定式の

上下を召れゝとて御恥辱にもならぬ事なれば、御延引

可然とて諾だくせさりしと也、又或時御泉水江蘗を飼度由

家老へ御申有ければ、御先例を僉義仕可申上とて、其後

申様、当表には御先例なき故御在所江申遣候処、鸕を

飼せられし事ハ相見得す、鴨を飼せられし御例有は

鴨を御飼有へしと云けるとそ、ケ様成る聊の小事迄も

先格を類くさぬゆへ御家いつも同格也といへり、

一、教の道は君上を奉始執政執事の臣よりして、

都而人に上たる重役の面々自ら行ひて下に及し、父ハ

子に及し、兄は弟に及し、朝夕に見習聞習する時は

敢あ而力を入るともなく、自然と心よりして其通に務る事

になるなり、是を教化こうくわと申なるへし、習慣しうくわん如一自然しぜん二と仰

られ、又下^{ルコト}芝蘭之室^{しらん しつニ}一久^{ひさしうして}而不^{きか}聞^ニ其香^{かヲ}一と仰られ、人ハ朝夕

見習聞習ひするか第一也、君子の徳ハ風なりと仰られ、

君子とは都而人に上たる人を仰られし也、上たる人善

行あれば自ら下ハ其風に化する也、されは人君善行

ましましても、中に有重役の人々行さる時は日月^{ほつすれとも}欲

レ明^{あきらかならんとくぐもとおふ}浮雲覆^ヲレ之と申如くにて、御善教下^{ぜんこう}へ行渡らす、朝夕

見聞せぬ事にて余所の事に聞ゆへ教に化さぬ也、一を

挙^{あけ}て万を知へき事なるか、

治憲公御代より御綿服^{めんぷく}一汁一菜の御膳具を召し

より 治広公も御同様なりと云り、封君の富貴を

在^{たもた}せ給ひなから、国民の為に大儉を行せる事ハ誠難有

忝^{かんたい}く感載し奉り、面々^{あく}飽迄儉約を用へき処、下には

左様に思わぬ也、却而拾五万石の御大名かあさましき

御事也、治憲公ハ御儉約を御好ミ被遊るゝなと

勿体なくも口の明きたる俣に天罰を恐ぬ事を申す也、

年来の奢侈風俗となり、骨髓^{こつずい}に染入し故とハ乍申、

畢竟^{ひつぎよう}は重役の面々身に引受て行ハぬ故也、上の

御苦勞被遊る如く重役の面々共に国家を患る

心ありて、上の御儉素^{ひきやう}に比^ひ較^{かく}する程に、面々の身

の上も飽迄儉約を用ひ下の手本となる時ハ、下^{くらべつりあふ}

たる人朝夕に見聞する故、自然に其風に化して米沢

中儉素の風俗になる事也、然るに重役になる程家を

修造し器財を求め、只官振舞杯をして栄耀をな

す故に、下たる人其風を見まね、儉約ハ家を助け身を

守る専要也と云事を知る人稀なる故、上の御訓導

も行渡ぬ也、尤貴人になる程諸事を貴くするハ本分

の事なれとも、当世は奢侈風俗となり過当を常

とする世界なる故に、貴人は分限よりも猶一等を下ス

程にあらされは、下たる人か合点せぬ事也、法令の行

れぬも同様にて、重役の人々身に引請たる事と思

はぬ故、表向にのミ守る体にして内々には守る心なく、

程過れば早手前より破る也、近頃も承しに、香坂何

某か少し普請をせしに、屋根葺^{ふき}人日料を御定之通り

百十文渡せしかは猶貳拾文賜れと云、何故と問しかハ

酒代に賜るへしと云、依而去年中被仰出も有て、酒も

与るなと有し事なれば叶はぬと云しかハ、いや其

御触の事ならハ少しも苦しからず、某等に御任有

へし、其故ハとて重役の名を誰々と指して皆

御吸物ニ而御酒を賜り、其上百三拾文ツ、の日料賜り

しと云しとぞ、黒井半四郎も百拾文ツ、与へしかハ

翌日より屋根葺共来らすして大に迷惑せし処、雪

が一降ふりて世間仕事の無く成りたる時来りて葺た

ると也、又御城内を行拔無用と云被仰出近年有し、

今は重役の人か行貫ケする也、都而ケ様の事なる故、下

たる人如何なる号令有とても始より守る物にせず、

暫く見合居て一人二人と破る者有れば、皆々其尾二

連る故、程なく国中の破れと成也、上二も御憐愍の

思召にて破りたりとて敢而御咎もなき故、いかなる

法令二ても終に破れて詮無キなり、ケ様に御役人の

忠義の心薄く成しも役儀を御任せ無故の事成へし、

一、鄭子產有^レ病^二謂^二子大叔^一曰、我死^レ子必^レ為^レ政、唯有^レ德者

能^レ以^レ寬服^レ民、其次莫^レ及^レ猛、夫火烈民望^レ而畏^レ之故

無^レ死、焉水懦弱也、民押而翫^レ之故多^レ死、焉寬難^レ疾

數日而卒。大叔為^レ政不^レ忍猛而寬、鄭国多^レ盜取^二三人

於^二萑苻之沢^一、大叔悔^レ之曰、吾早從^二夫子^一不^レ及^レ此興^二徒

兵^一以^二萑苻之盜^一盡殺^レ之盜少止、仲尼曰、善哉政寬

則民慢^二慢^一則糾^レ之以^レ猛^二猛^一則民殘^二殘^一則施^レ之以^レ寬々

以濟^レ猛猛以濟^レ寬政、是以和書曰、嗚呼威克^二厥愛^一克^二

其威^一允罔^レ功、当世の如きハ猛を行時なるへし、然共

本固からずして猛は行れ難きなり

一、三御馬廻は十五組を二ツに分て三十日に一度ツ、

御広間江当番する也、然るに何の頃よりか頭役の者ハ

夜具を持て行、亥の刻になると夜具を布而寝、

其外当番人而安寝する也、御殿江寝に行と云ハ
あんび やすらかにねる

第一不調法なる事也、惣而宿直は警衛の役成故
しゅくちよく けいゑい

寝食を安んず間敷事なるに、四ツを遅しと寝る
しんしよく とまりばん いましめまゐる

事二而は何の御用に立ぬ事也、警衛ハ夜中こそ

大事なるへし、夫ともに三番四番の近番を勤る人ハ

気力も限り有は、是は寝すしてハ続かぬ事也、三十日に

一度の事はいか様之太儀なる事にても成る也、況や食

事に両度ツ、帰りて休息をもするをや、就中頭役の

者は御改の時を缺ぬ様に計して勝手に往返を

する事也と云り、か様に頭役の者我俣になすも宜

からず、孫子曰、軍竈未^レ炊^レ将不^レ言^乙飢寒^甲夏不^レ採^レ扇^ヲ

冬不^レ服^キ裘^{カワころもヲ}雨不^レ張^ハ蓋^{アマお、いヲ}是謂^ニ之^ヲ将^レ礼^一、組子の精勤不精

勤は頭役の者の導くに依れり、当夏中五拾騎

一番組次番の時片桐藤右衛門か番将にて、物頭は

山吉次郎左衛門ニ而有しに、戌の刻の太鼓を聞と取

仕舞て寝たり、時に 重定公ニ而其夜の四ツの

太鼓を御聞付不被遊、翌朝になり昨夜の四ツの

太鼓は打ぬと仰あるに、近臣の御答に打ぬと申事

有まじ、御広間番ハ四ツの太鼓打ぬ内は仕廻ぬ者

なれは是江問合可申とて、前夜の当番片桐藤右衛門か

方江問合たり、時に藤右衛門熟眠^{じくみん}して知らぬこと故

挨拶に当惑し、他行と偽りて使を返、山吉次郎左衛門

方へ行て相談して挨拶せしは、昨夜は夜中まで

大暑にて当番人殊の外疲れ候^{つか}而、私儀を始夢^{うつつ}現

とも分す罷在候故、四ツの太鼓ハ聞留不申と答

しとぞ、ケ様の事は不^{ざる}レ^{かろく}軽事ニ而直に見聞仕候事

にもあらざるを、名を著して申は甚恐多候得共

当世の人の横着に成し証拠を申さん為に記し畢、

ケ様の事共二而間々時を欠く者も有と申ハ、余り

上の御慈悲なるへし、近年ハ時の太鼓の虫ならし

長く打なり、人の油断する基にて却而御仁徳の

障りなるへし、

一、諸葛武侯の言に、おさむるに治^レ世^{よヲして}以^二大徳^ヲ一而不^レ任^{にんぜ}二小恵^{しよふけいニ}一と云れ

たり、千古の格言なり、此語は世界の人偏く徳沢

を蒙るへき道理を専一とし、一人二人の利害には

拘はらぬと云意なるへし、夫可^{べき}殺^{ころす}を殺して不^{ぎる}赦^{ゆるさ}は

不仁に似たれとも、湯王有^{とうおふあるハ}罪^{つミ}不^乙敢^{あいてゆるさ}赦^甲と仰らるゝ

にて、孔夫子こうふうしの無なけれバレゆるす 釈しやくニ罪人ヲ「則民不まじハレ惑まどと仰られ、孟子

の以いかすニ生道ミチヲ「殺ころすレ民と云れて、世界の人を偏く生すへき

為に殺す事故、是却而仁道にして大徳なり、可ころすレ殺ころすを

赦して不ころすレ殺時は仁に似たれとも、世界の人か悪に懲こり

さる事になる故、是所いはゆるレ謂婦人の仁にして却而不徳也、

故に諸葛武侯の此語有也、又子夏しかの言に、大徳は

不こゝろレ踰かんヲ間小徳は出入可也と云れたり、是も同じ意味

にて世の治るへき矩かねあひさへ違はされは、聊の恩

徳の事は如何様ニ而も宜と申事なるへし、凡務つとむるレ大ヲ

者固忘もとよりわすれレ小務ヲつとむるレ小者又忘ヲしたかふレ大従たいニなりニ其大体「為なニ大人ト「従つとむるニ其

小体ニなる一為ト小人一、故に上たる人は唯大体を専務せんむとすへき

為ための辞ことばなり、時に尚書に不レ矜ニ細行一累かさね二大徳一と有、此

細行と云るは修身の事にて、上たる人は万民の仰あをく処

にて善惡皆民の従ふ處也、故に行跡の事ハ端々はし

迄も心を付て慎つしまされはならぬ也、聊いさゝかの過有てもあやまち

民是に従ふ時は治世の害となる故大切也と、修身ハ

慎つし嚴おこなるへき為の教也、時に又樊噲はんくはいか言に、大行は

不レ顧かへり二細勤さいきん一大礼不レ辞じせ二小讓じやう一といへり、凡大小全からぬハ

天地の道理成故、大を挙あけ而小をも欠かくじと思ふ時は必大

体たいを誤りて、其事成就しかたき也、故に修ル身ヲハ謹嚴きんげんを

尊むと云、然れとも大事有時は必小事に拘らす、其事

の成就を專一とすへき為の語なるへし、さて偕大徳小恵けいの

先蹤しよふはいかにと申に、子曰、堯之為たる君也きみやぎ、こたゞ唯天為ヲなす大ト

唯堯則のつとる之蕩々乎二とうこ民無なし能名よくな焉つくる、一魏々乎それ其有せいこう成功一

渙乎其有くわんこ文章ぶんしやう、一民無能名と申は、くわうたいむへん誠に広大無辺

にして御徳の天地と斉ひとしき所以也、孟子のいはく、

伊君治いじん天下ル也、ヲ匹夫匹婦有ひつふひつふもあれバ地不ざる被かふむら堯舜之沢ヲ者一天

若ことし三己推而内おのれおして之溝中いり一如これヲミぞのうちニ此類ことき、このるいノ是大徳也、則日月の

世界を照し給ふか如く徳沢を国土に偏く及し

給ふなり、魯莊公曰、衣食の所ろそうこう安弗いしよく敢專やすんするざる也、もつはらにせ必かならず以分テわか

人^ニ 曹劌^{そうけい}曰、小惠^タ未^レ 徧^{あまねから} 小産^{き、}聴^{ていこくの} 鄭国^ヲ之政^一 以^ニ 其乘輿^{じようよヲ} 一^{わたす} 濟^三

人^{ヲに} 於^二 漆洧^{しんみ} 一、 孟子^{けいニして} 曰、 惠^{しら} 而^レ 不^レ 知^レ 為^レ 政^{なすヲ} 歲^{ヲとしの} 十^{とこうなり} 月^杜 枉^成 十^二 月^月

輿^{よりようなる民にいたた} 梁^{やま} 成^{わたるを} 未^レ 病^レ 濟^{たいらかにナリ} 君子^平 平^ニ 其政^ヲ 一^{ゆくひやくと} 行^辟 辟^レ 人^ヲ 可^レ 也、 焉^{いづくんぞん} 得^レ 二^{じんくこして} 人^々 々

而^ヲ 濟^ヲ 一^ニ 之^{なることにして} 故^{ひと} 為^{よろこばす} 政者^悦 每^レ 人^ヲ 而^レ 悦^レ 之^日 日^亦 不^レ 足^{たら} 矣^{ことき} 如^ニ 此^類 一^是 小

惠也、 則^レ 灯火^の 一室^を 照^か 如^く 德沢^の 及^事、 耳目^の

及^所 到^に 止^る 物也、 子産^ハ 一^代 之^{賢者} 以^{して} 此^議 有^ハ

為^{政者} 見^る 处、 小^な 乃^ハ 子産^ハ 德義^を 捨^て 小惠^を

学事^{になる} 故也、 小惠^ハ 人^を 悦^{しめて} 譽^を 求^る

為^{なる} 故、 其^流 必^公 道^を 忘^{れて} 私^を 為^事 に

なる也、 君相^ハ 唯^{堯舜} 之^大 德^{を行} ひ、 使^{しめ} 三^{このたみになら} 是^民 為^二

堯舜之民ぎょうしゅんのたみ一給ん事仰願ふ所なり

一、役義ハ任せらるゝに成任せられざるに不成と也、如何に

と云に、何役なり共御任せありて器量次第に御勤させ

ありて、功あるを賞し功なきを退給ふ時は、御役人中

自らゆるかせにならず、役義を身に引受、先格古法を

僉儀して事の成否なるならぬを考ひ、役筋一道の事ハ人に指

さゝれぬ様に一式吞込我物にして勤る故、時に応し

変に通る事も出て御用道無滞事になる也、人ハ心の

はまりか第一也、鉄鉋の壱分打をするに、始ハ玉の転ころぶの

も気かつかされは衾戸ふすまを抜く也、須賀玄齊か劔術を教

る時、柳の蘂ひこばいにて揉合もみに鉄棒の如くにてありしとなり、

気かさゝれは妙なる事ある物なり、其如く役儀に心か

はまれは無キ智恵も出る也、依而賢不肖となく任まかせ

給ふか専要也、若又弥不才にて自己じきに取量事の叶は

ぬ者は自ら身退かて叶はぬ也、若退すハ上より退ケ

給ふへき事也、左あらハ戸位しいそさん素餐の人もなくなる事也、

然るに当時の如きハ役義を御任なく、何事も 上より

御差図ありて押へて御勤させあり、 上の思召に入

ものを善とし、思召に入さる者を悪とし遊され、偶役たまたま

筋を立てコタハルモノあれば無分別者として片付

置れ、又御呵りある等の事なる故、いやいやヨシナキ分別

立して、思召に違ふては詮なき事と面々身構かまひして

口を閉とぢ、都而阿諛おもねるへつらふの人となり、己か役義を差置、唯上の

御差図を受るを專一にして、聊いさゝかの小事迄も上へ伺、

表向に伺はれぬ事ハ御内意を得て、偏に 上江すか

りて勤る也、譬は書上事を被仰付に、聊の三御馬廻り

の江戸番転等の事にても、一組より廿五人書なく迎、一手

より百人余ツ、書上る事也と云り、是にて書上何の詮か

あるへき、畢竟役儀を身に入す兼而人才を撰置かす、時

に当つてモウロウタルゆへ、下より望に任て何人も

書上、上の思召に任する事也、上にも又元來書上を

体にせずして数百人書上の中にも思召に合者なけ

れは外より被仰付、又は誰夫書上に忤とも有し

なりと云り、都而ケ様に役筋を御立無き事故、皆

御役人か木偶人ぼくぐうじんの如くに成り、糸を引るゝを待て

如何に成行とも不きにんぎやう顧かえり、只勤る内に内証を仕上ケ、無

難に勤仕廻て子孫に譲渡と思ふのミ也、官吏やくにん

皆ケ様成故御政道御立行無之、上下安心せさる

事に成たり、故に書曰、無なかれ三自ミつからひろしとし広せましとする以ヲ狭ひつつひつつも二人二人一匹夫匹婦

不ざれハ獲ゑ二自ミつからつくすヲ尽民んしゆなし一民主罔とも二なす与そのこうヲ成一厥功一孟子曰、訑いいのせい々声

音顔色距いんがんしよくふせく三人さんに於二千里之外ほかに一士止しとまれ於二千里之外ほかに一則讒ざん

諂面諛之人至矣てんめんゆのいたる、讒諂ざんぞう諂面諛之人居国欲と治可得おさまるとべき

乎、韓退之而孟子有かんたいしいはくもうし云、今之諸侯無二大相過一者以いふ下

其皆好そのみなしんとするを臣このミ所おしゆるざるヲ教不このま上しんとするヲ好うくる臣おしへういまのとき所レ受レ教今之時孟子之時

又加遠矣ますますとふし、皆好二其間このミ命奔走者一不き、めいヲほんそうするヲ好このま直なを口してヲ己而行おこのふ道みちヲ

者上聞命ヲ而奔走者好一利者也、直おのれヲ己而行道ヲ者者好ム義ヲ

者也、未レ有乙好ンテ義而忘二其君一者甲未レ有下好ミ利愛二其君一者上

賢者之諭教ゆきやうあげて挙而申せは事多し、抑人に長短得ちようたんとく

失しゆつあり、人君の所ちやうずる長は孔子の修おさめ己以安おのれヲ やすんず二百姓一と被仰ふゑて

臣民しんみんを子の如く思召、是を教る為に言行を正ことばおこない

して手本とならせられ、こうようノあり 皐陶在しるニ知ヲ人と云れて、是を

安する為に人才をあけて挙て誠に任給ふか仁智の二ツにして、

人君の天より得給ふ処の長所なり、其外ハ皆短所也、

仮令たとへハ聰明特達にましまして万事に長しさせ給ふ共、

当世の人君は生れなからの貴人にてまします故、人情

世態せいたいに通せさせ給ハさる所也、人情世態に通せさせ給

よの中のたち

ハはすしては御政令せいれい悉く中らん事難かるへし、万一中ら

さる時はあに豈国家の害なき事を得んや、故に孔子曰 乎

どふして

不善而無ふせんこして なき違たかふ之也、不ニヤ幾ず下ちかから乎一言而喪いちげんにしてほろぼすニ上くにヲや邦乎、又曰、自損ミつからへらす

者必有ます益ヲ之自益者必有ます決かく之、自ら満りとする者は

天より損^{へらす}レ之^ヲなり、湯武は以^{とうぶ}二譎^{がく}々^々一昌^{さか}桀^へ紂^{けつ}ハ以^い二唯^く々^々一亡^くたり、

故に帝舜^{ていしゆんたいう}大禹^{たいう}の御手を不^ふ二自^{みづか}満^{まん}仮^{かせ}一惟^{これなんちのけん}汝^に賢^{けん}と仰^{おほ}られ

孟子の言に大舜^{すて、}舍^{おのれヲしたかふ}レ己^{ひと}従^{たのしむ}レ人^{とり}。樂^に二取^{なす}レ於^ヲレ人^ヲ以^を為^すレ善^{ぜん}と云^いれて

皆自ら用^{もち}ひ給^{たま}ハさるを以^{もつ}聖^{せい}徳^{とく}の大^{だい}なるを賛^{さん}したまへ

るなり、されは自^{みづか}用^{もち}与^よレ任^{にん}レ人^{にん}利害^{りがい}得失^{とくしつ}古今^{ここん}の先^{せん}蹤^{しよふし}昭^{しょう}々^々
あしあと

として明^あらか也^{なり}、仍^い而^に御^ご国^{こく}政^{せい}の大小^{だいせう}事^じハ執^{しつ}政^{せい}執^{しつ}事^じ、侍^し組^{ぐみ}

は侍^し組^{ぐみ}、三^{さん}御^ご馬^ば廻^{まわ}りハ宰^{さい}配^{はい}頭^{とう}、足^{あし}輕^{けい}ハ物^{ぶつ}頭^{とう}、百^{ひやく}姓^{せい}ハ郡^{ぐん}奉^{ほう}

行^{ぎやう}、町^{ちやう}下^げは町^{ちやう}奉^{ほう}行^{ぎやう}、寺^{てら}社^{しゃ}ハ寺^{てら}社^{しゃ}奉^{ほう}行^{ぎやう}、其^{その}外^{ぐわい}夫^そ々^々の御^ご

役^{やく}人^{にん}江^え御^ご任^{にん}ありて、上^{かみ}にては申^{まを}出^だる事^じの可^か否^ひを決^{けつ}せ

らるゝのミにて、少^{せう}も押^{おし}へ扣^{くわく}なく器^き量^{りやう}一^{いつ}ハ伊^い二御^ご勤^{きん}め

させあり、賞罰を以忠不忠を正さるゝ時ハ人心活返いきかへり

蹈込ふんこんて勤る事になり、面々の長所を以君の短所を

補おぎなひ御政道欠る事なく、君上は唯無為にして位を

守らせらるゝ而已にて、国治り民安成り、大にしては

大舜の無為ぶにして天下を治め給ひ、小にしては宓子ふくし

賤せんか堂上に弹琴たんきんして单父せんふを治しか如き、皆人に

任せし故也、唯願くハ人才に任せられん事あらま

ほしき御事なり、

一、戦国策せんこくさく曰、大山は不レ譲ゆつら二土壤とじようら一故能成二よくなす其大その一河海不レ

レ挾ヲ二細流ニ一故能就なす二其深ふかき一凡大任じんの御人ハ能物を

ほまきながれ

容給ふにあらされは大事を為し給ふ事難き也、中庸^ニ

曰、「舜^{それ}其大知也、^{なり}虞舜好^ク問^{ンテ}而好^ヲ察^{さつするヲ}、^二爾言^{じけんヲ}帝舜の大

聖として自ら用す、凡愚^{ぼんぐ}の浅近^{せんきん}の言^{ことば}迄味ひ天下

の知慮を集て用ひ給ひし故、大知と替らせられ

しなり、書^ニ曰^{われみるに}予視^ニ天下^ヲ一愚夫愚婦^{モいつニよくまさる}一能勝^レ我人^ニ八万

物の靈長たる故、愚夫愚婦と雖^{いへとも}必一ツの得手なる

筋は有者也、愚なりとして不^{ざる}顧^{かへりミ}は智者の為^{なさ}ざる

処也、又曰、好^{このめハ}問^{とふヲ}則裕^{ゆたか}自用^{ラレハ}則小^{あんし}、晏子曰、下^{しもなけれバ}無^{いふ}言^レ則

謂^{いふ}之^ヲ暗^{あんハ}一上^{かミ}無^{きク}聞^{きク}則謂^ヲ之^{ろうと}聾^{いん}一暗聾^{スルニ}非^レ害^害国家如何

也、夫治^{おし}天下^ヲ一者^{あらず}非^{もちゆるニ}用^{いつし}二一士之言^ヲ一也、固有^{もと}二受^{うけて}而不^{ざる}用^{もちひいづく}惡^レンソ

有^{あらん}二 距^{ふせいて}而不^レ入^{レや}也、広く臣民の異見を問せ給ひ、天下の公道

を以正しき政を行れん事伏して願う所なり

一、寛永年中、土井公官事を決するに当らすと云事なし、

或人其明なるを賞す、土井公曰、我明なるにあらず術也、

会評毎に衆人の了簡を聞て、吾是を斟酌して

用ゆ故に、幸にして過寡きなり、器量ある人ハ自然ニ

道に叶事ある也、土井公ハ高名の老中也

一、当世は人なしと云勿体なき事也、天の愍^{あわれむ}レ民^ヲ甚し、人

物貨財ハ人民を扶持する為に天より与へ給ふ処也、

米沢小国なりといへとも米穀足り草木美也、豈^{あに}人

のミ欠んや、世不^レ絶^{たやさ}聖国不^レ絶^ヲ賢^ヲと云り、人才の有無ハ
政教の善惡に依る所なるへし

一、人世は譬^{たとへ}は四時の如くなり、人寿^{じゆ}百歳とハ申せとも七十

猶古来稀也、大体^{なをこらいまれ}身八十歳を限りとする也、八十曰^{いふ}耄^{てつと}耄^{ハいたり}至

なり、年の至極なり、因て人生八十年として生まれしより

式十迄は陽春^{ようしゆんはつせい}發生の氣也、血氣未^タ定^{マテ}心うハもりて取^レベ

なく、只官遊ひ戯れ物に移り安きなり、人ハ万物の靈

長にて天地の和氣を得て生るゝ故、中にある物右へも

左へもよる心にて能移る也、此移り安きと發生の氣

とにつれて、導き次第にて善にも惡にもなり、習て

久しき時は生まれつきの如くに成なり、故に孔子の少成

如^二天性^一と仰せられし也、困り芸能なとも習はせてさへ置

は敢^{あい}而^レ勞するともなく自然に昇進する也、故に此間か

一番に大事な時也、十八九迄に各別の人になるもの也、

孟母も三遷^{せん}も習慣^{しうくわん}か第一なる故也、二十迄に男子の
^{ならい}

一体具足する故初冠^{かむり}して字^{あざな}成人^{せいじん}の部に入也、然とも

未柔弱なる故二十曰^ト弱也、二十より四十迄の間ハ長

夏暢^{ちゆう}長の氣也、血氣日々に壮なり猥りに移らす、
^{のび}

物の勘辨も出て道理も別る様なれとも、未夕実に

返らず故に、何となく物を隔たる様にて、明に見得兼

是と極たる事なき也、芸能の事ハ暢長の氣につれて

昇進する物故、四十迄を限りとする也、是迄に成就させるハ

用に立ぬなり、四十より六十迄の間は清秋收斂せいしゅうしうれんの氣なり、

血氣已に定り心落着て浮うきたる事なく、物の道理も

次第に明になり、己か得手なる筋に傾きて疑ひ迷はず、

天性の長する処成就する也、故に孔子の四十而不まとは惑と仰

られ、孟子の四十而不うこかさ動ヲ心と云れし也、聖賢といへとも四十

以前ハ疑惑を免れ給ハさると覺ゆる也、又孔子の四十而

見る、にくまそれおわるのミ惡其終而已と仰られ、又四拾五拾二して なき きこゆる而無レ聞不レ足

畏おそれすニと仰られたり、四拾より五拾迄ハ成徳の時なるに

それ迄に徳の成就せぬハ庸人なる故也、世語にも四拾五拾

分別さかりと云なり、大器ハ晩成すといへとも五拾迄を限り

とする也、故に四拾いつて曰きよふと強つかふ而仕とありて、四拾迄に男子の全

体成就し略道理ほゞも明になる故、始めて仕官し小事を勤

むる也、五拾曰かいとふくして艾服而官政すとありて、五拾ハ最早班はん白ト

なりて益道理も明なる故、重役に進て国政に

預るなり、六拾曰きト耆而指使ししすとありて、六拾よりハ次第ニ

氣力も衰るゆへ益重役に進ミ自力を用す人を使

令して勤る也、六拾より八拾迄の間ハ嚴冬肅殺しくさつの

氣なり、血氣日に衰へ心か薄くなりて物を忘わすれ安く、

耳目も乏しく、手足も不自由になり、氣も短くなりて怒

安し、七拾曰^レ老^ト而^{ツタ}伝^フとありて、七拾ハ既に老衰に及ゆへ

致仕して家を子に伝へ残年を養ふ也、八拾ハ残年なり、

正に是人生も四時に齊^{ヒト}しき物也、是をつゝめて云は

四拾已前ハ血氣の壯になる時故思慮薄し、四拾已後ハ

血氣の収る時故思慮深き也、其中思慮の盛なるハ

四拾より七拾迄三拾年の間なり、されは少壯なる者ヲ

拳而重く用るハ君子の慎給ふ処なり、いかにと云に

右に申如く四拾以上にもならぬ内ハ兎角事の道理

か見へかね人情世態を悟らざる故、疑^{ましふ}い惑ふ事のミ多

く人に頼りあたりを見合て、当前の事のミ落なき様

にと大事つものミにて、踏込て勤る事ならず故に、

人心服せつして治はならぬ也、譬へは騎法に達せつして

馬に乗る時ハ、馬の性合得られず、唯落ん事のミ恐るゝ

故、乗りこなす事ならぬ也、若又己か器量を見せんとして

先の見切もなき胆量たんなる計ひすれば、必道理に背

きて大なる害となる也、故に孔子にて子路しろか子羔しこふを

費ひの宰さいとせしを悪ませられ、子産ハ子皮インカか尹何を用し

事と非ひとせし也、且又孝悌の道ハ治世の根本也、孔子の

上けいすれハ敬ヲ老則下しもますます益〇孝上尊ヘハ齒則下益悌ていと仰られ、大学ニ

上^{ろうとして}老^レ之^ヲ而^{おこし}民興^レ孝^ヲ上^{トシテ}長^ヲ之^ヲ則^ス民興^レ悌^ヲとありて、上にて老長

を尊敬し給ふ時は、官位にある人も齡を重して、己か人の

上に居るとて老長をハ如在せぬ事になり、下皆其風に

化して広く孝悌の行るゝ事になる也、曲礼に年以^{ばいすれハ}倍則

父^ふ二^{ジシニ}事^ニ之^ニ一^ニ拾年以倍則兄^{けい}二^シ事^ニ之^ニ一^ニ五年以長則肩^{スレハ}二^{けんし}随^{ずいす}之^ニ一^ニと

あり、仮令官位にある人と云とも此意を本意となす

へき事也、因而各別の甲乙もなき人ならハ老者を挙て

少者の上に置給ふ時は、尊敬する処各別なる故、下の

治も出来孝悌の教の本となる也、尚書に猷^{ゆう}二^{じまんすれハこのこう}詢^{とふ}茲^{としより}黄

髮^{はつニ}一^{なし}則^{あやまる}罔^レ所^レ愆^{とあり}とあり、老人ハ人情世態に歷練^{れきれん}する物故

分別する所も道理に当る物也、然ニ只官少壯を挙て老者の上に置給ふ時ハ、身分座席の次第のミになりて老者を物の員かずとさせる事になり、其風義下に移り老人ハ無用の者の様に思ひ却而賤しめ、其物云などハ片腹痛く思ふ様になる故、大に風俗軽薄になりて孝悌の道廢すたるゝ本となる也、孝悌ハ吾父兄を父兄とし人の父兄に及して風俗和順になり国寧やすき也、近き昔迄も重役の人々ハ皆中年以上の人なりし故威重くして人皆畏れ敬ひし故、治も行届き世の風も老長を敬ひ幼少を愍む風俗なりしか、今は風儀甚薄くなりし様に存

るなり、兎角少壯を重く用るハ君子の思慮を加ひ給ふ所
なるへし

一、上に申如く孝悌ハ治世の根本也、上たる人吾父兄のことく
人の父兄に及し給ふ時は、下其風に化して孝悌に興る

へき也、乍去富而後教とありて、士庶人共に恒の産有て

恒の心あるにあらされは行れ難き事なるへし、旦夕の儲も

なく纔に死亡を救て不足を畏るゝのミにてハ何の暇

ありてか善行を為すへき哉、民^{ひんなれハ}貧^{かんじゃしよふず}則姦邪生と云へり、貧

すれは鈍^{どん}すると云世の諺^{ことわざ}もありて、貧苦に責らるれハ

心さまも悪しくなりて、善には進ミ難く悪にハ落

易きなり、且又当世ハ上は下を悪ミ賤め、下ハ上を怨ミ

譏りて上下寇讎あたかたきの如く也、君子ハ民の父母と云へは民は

子なり、父子如此を何とか申さん、違たかひ所ニ令れいする従フ所ニ好ムと申

せは、当時の有様にては孝悌の行れん事難かるべし

一、詩曰、愷悌がいていのの君子民父母、孟子曰、民之所レ好好レ之民之所

惡ム之ヲ、是謂フ之民之父母ト、人君人情の好惡する所を

知りて其情に適かなへて民を安し給ふ事、父母の赤子を安

するか如くなる故なり、赤子の情を知り給ハ父母也、

真実に可愛に思ふよりして心誠に求ル之故也、偕其

知ニ好惡ヲ一て適レ之と云はいかにと云に、譬は好レ寿なかいきハ

人情也、故に人君法度を正して令^{しめ}民^ニ寿^ニ長^一給^レふ也、好^{ムハ}富^ヲ

人情也、故に人君賦歛^{ふれん}を薄して令^ニ民^ニ得^レ富^ヲ給^レふなり、

如此の類是也、去なから好悪ハ限りなきもの故、是を

程よくなし給ふ也、孔子の富^{とむともおこり}驕^ニに至らしめ^{まつしきも}貧^ニ諂

至らしめすと仰られしか如きなり、神祖ノ百姓ハ生さ

す殺さすにする物也と仰せられしと申も同じ意なり、

されは政教ハ人情に適ふ時は成り、人情に不^レ適時

は不成也、大学の康誥曰、如^レ保^{スル}赤子^ヲ一心^ノ誠求^{ムル}之^ヲ雖^レ不^ト

中^レ不^レ遠也

一、去年の御令條に諸子の妻子ハ櫛かうかい無用と

被仰出しかは、身分の別るゝ事にて人情にかない適し故逼しと

止たり、出生養育の事シマ占らぬハ是ハ時勢也、当世ハ奢侈

至極の風俗にて人並に奢のならぬ者は人外の様に

賤むる世の中なる故、借金質入をして乃至ないしいつはり偽手段をかま構へ、

少々ハ人の物を盗取つても人並のまねをなし度思ふ

人情なる故、内証のなる者は子を多く育れは夫たけ

身上のめりになりて奢の妨なる故育す、困窮なる者ハ

一ツ着たる綿入をつゞれ檻褸にならされは育られぬ故、夫を厭

て育さる也、夫故重き被仰出もあれ共、当世の人情に

適ぬ故、様々つぐろい繕をして育す、若又外聞を恐るゝ者は

半産をして命を失ふ者も間々ありと申也、奢侈の風俗
直らぬ内は 上の御威勢にても難き事なるへし、乍恐
遂ぬ事を被仰出は詮なき事也、君上ハ下民の情態を

知り召れぬ事故、令せらるゝ事ハ尽く遂る者と被思召
なるへければ、被仰出も乍憚御尤之御事也、諸役人は

皆知るへき事なるに不申上ハ宜からさる事也、世の人の言に、

上より御扶持を賜る時ハ育る事なりと云、成程庶人極

難なる者は御扶持を便に育る者もあるへき事なれ

とも、子を育るハ極而難渋なる物なるに、当世の人ハ浮

華になれて甚横着になり、苦勞なる事を殊の外

厭ふ故、御扶持を賜りても育る者ハ多くハ有間敷也、

又諸士ハ御扶持を願も流石に恥へき事なれハ兎

角に悪き風俗の直る所へハ参り難かるへし、且

上の御身上も限りある事なれハ御扶持を賜らん事も

難かるへし、孔子も恵めぐんで而不ついやさ費ついやさと仰せられたり、
上の御

分限立世の中儉素になり人心実まことに返る時ハ自

育る事にもなるへきなり

一、賞罰は勸善懲惡くわんてうの道にて国の大権けん也、賞罰共

当らされは大なる国の禍となる也、故に君上の大ニ

慎給ふ処也、賞ハ過る程善と云ふ人あれ共、賞も過る

時は功を励之賞を得ん為めにして、忠義の志にあらさる

故、風俗大に輕薄けいはくになりて国の治らさる基となるなり、

賞も規模きほなる様にあるへき事なるへし

じやうさいいかた

一、往古何の御代迄の事なりしか、重役を被 仰付には於

御堂被 仰付、又式日の御通り御酒も重役の者は於

御堂賜りしと申也、又延宝の始頃迄位記とも申へき

ものありし申也、其事は

今度何役被 仰付御加増何百石被宛行畢、弥可抽

何千石

御奉公者也、仍如件

延宝二年何月

奉行居判

何之何右衛門殿

右は大奉書を横折にして如是認め、美濃紙にて上^{うわ}二

包^{つみし}一之^ヲ、内の如く姓名を記て賜りしと也、ケ様の事の廃^{すた}れしは惜むへき事也

一、昔は公事奉行と云者あり、御入国の砌、北條左近、和田

舍人勤め、続て桜鞠負、東條喜右衛門など勤たりと云り、

当時は町奉行公事訴訟をも兼司る故、事ある時ハ

侍組も三御馬廻も町奉行所へ呼出るゝ也、士人か町家

支配処江へ出るハ大なる恥辱也、近年ハ御裁許迄輕キ

事は町奉行所にて申渡しありと云り、貴賤の差別

無く士風を猥り御治世の害となるへし、且又町奉行役の者兼帯の公事裁判か煩多なる故、本役の町家の支配は片手業になる故、町下の事甚乱り也、因而町奉行兩人之内一人ハ公事奉行にして公事訴訟一向に勤め、町奉行ハ町家の支配一向に司る様にあらは御治世の一助なるへし

一、三十挺御鎗は 大上院様御代元和九年御上洛の時、

御先鎗三十挺御仕立になり清水内蔵に支配被仰付しか

始なりと申、又昔よりありしとも申か、何れか本説なる事を

知らず、山吉新八か支配頭を勤る時其三十挺の御鎗は

とて僉議せしに是と云物なし、然るに紀州御前様の

御道具なりと云御鎗塗柄に蒔絵をしたるか三十挺角の

御蔵にあり、是より外に無しとて夫を三十挺御先鎗

の分にして置たり、重定公新御殿江御引移りの時

其内十五挺御借あり、御広間の御飾になされしに御

火災の時焼失せり、小幡兵右衛門支配頭の時御鎗の不足

を患ひ宰配頭山田十右衛門か方へ行仕立を願度と云

ければ、十右衛門か云様、其事ならハ某聞置たる事あり、

先年隣家の笠原故新五兵衛咄に、三十挺御鎗ハ江戸

御上下の時二十挺の御先鎗か是也、十挺は麻布

の御蔵にあるなり、新八は詮なき事をせしと云キ、

然は是を僉議させられよと云故に、兵右衛門其事を詮議せしかは相違なかりしとなり、又御家中の鎗印ハ

覺上院様御代被 仰出て朱紙を付る御法也と云り、今ハ

種々好に任する事になりたり、又昔ハ脇差ハ皆短刀なり、

後世長劔になりても貴人の前へは長劔を忌故、古礼を

遺して礼式の時は短刀を用る也、然にケ様の事も古

礼を失ひ今世は小尻を平めたるのミにて、則長劔を

用る事になりたり、短刀何の詮もなき事なり、又侍組江

中屋敷下屋敷を賜るハ家来置地場に賜りし故、昔は

家来か減れは其跡地は年貢を召れし事なりと云り、

然るにいつしか譜代の家来ハ一人も持さる者にも屋敷

は其俣賜りしより、今は御城代御小姓頭などへは

屋敷を菜園地さいえんに賜る事になりたり、箇様かに古実の

廃れし事何程か有るへきなり

管見談 第二

士人

一、諸士の儀は慶長六年御入国の節ハ宅地も定ら

ざる故、皆仮屋住居にて送りし処、同十五年屋鋪割有

宅地を賜りし故始て住居を定たり、此時の住居は

掘立柱に藁葺わらぶきにて内は葭簀よしすにて仕切、土間に藁

蔭むしろを鋪て住居し事也とい云り、知行に糠藁代と云の

あるは此故なりとかや、百姓共か一年に一度ツ、糠藁を

持来りて苫とまを葺替ふき下敷を敷替て古物共を持返て

田畠こいの糞にせしと云り、龍口左源か家ハ三十年前に

建改しか、其時の家は寛文の頃建たりし家にて、実にも
稀なる古家にて有しとなり、柱は黒槌臭楨槻などの一ト
抱程なるを八角に打おろしたる物也、茶の間より上ハな
らしを転して板を敷しか、昔ハ皆土間にて柱も皆掘
立にて有しと也、台所ハ簀圀にて土間なりしか甚タ
広きもの也とぞ、是は譜代者を置し故其頃の台所
は都而広かりしとなり、座敷ハ桂の角柱にて板敷
なりしか、是ハ年歴て作り足せし所也と云、此時龍口
か家にて板を敷たりとて珍ら敷事に云しと也、七ツ蔵
の佐藤某か家は祖父の小左衛門か代迄は座敷と

納戸の仕切は葭簀にて有しと也、是は纔三拾年前の事也、侍組の居宅も始は仮住居にて追々建替し事

なるへし、都而六七拾年迄に建たる家は多くハ土間ニ而

座鋪計を板敷にし柱は鉦打也、座敷と云事ハ昔ハ皆

土間にて藁蓆を敷て置し故、客の来る時ハ別に座を

設けたるか、中古より一間を客間にして常に座を敷て

置しより座敷と名つけし事なるへし、古風の称なり、

衣服ハ中古迄も猶綿絮不足なりし故、布子とて麻布

を表裏にし中へ蒲穂或は苧滓カシノホなど入て着せしなり、ワカス

故に今に布子と云名も残れる也、又綿絮の事もホウ

レイと云も穂入の転語なりと云り、革袴革足袋又は赤絮

帽子赤綿足袋を用ひたり、木綿合羽なく雪地には麻

帷子或は木綿の単物を冠りて歩行たり、裏付上下は

なく何事も麻上下を着たり、袴ハ一端三丈五尺より二具

宛裁たり、今ハ一具二丈六尺を定尺とする也、婦人の帯ハ

織物は三割絹は二ツ割にせし事也、歩行時ハ皆被衣カツキを

着たり、士大夫の婦人は麻布にて別に仕立置て用ひ、

不肖者の妻ハ常着の帷子又ハ単物をかふり、絮袋

と云て大なる布袋を持てありきたり、是は拙者抔か

睨と覚へし事にて二十年前の事也、士大夫の婦人の

被衣^{カツキ}も近年ハ廃れたり、是は多田兵部か云か大桂の

遺風にて古風を残せし物なるか惜き事也、髪は松脂^{マツヤニ}を

つけて紙縁^{コヨリ}にて結たり、中古縁鬢^{より}付たれとも猥に

用す、縁は薩摩縁と云て重役を勤る人ならて用ひす、

不肖者稀に用る者あればあれを見よ薩摩縁ニ而

結たるハとて見ものにしたり、其後鷹匠町にて縁を

製出したり、是ハ糯米を摺て引し物故、鷹匠町の

穀縁と云て段々世上にて用る事になりたり、其後

岩城縁と云ふもの来て穀縁廃れ、加茂縁来つて

岩城縁すたれり

一、英徳院様御代迄ハ御近習中杯にも紙縁を用ゐる

人もありしと也、鬢附は立町に平吹何某とて菓

種を商大賈ありしか、此者の子を東町へ別家に

して鬢附店を開しより、町下にて漸々用ゐる事に

なりしと云り、然とも諸士ハ用ひす町人は賤き事

をして天窓へ油をぬるとて笑し事也と云、女子は

平生ハ水をつけ稀に胡摩の油を用ひたり、いつ

の頃よりか鬢ヒンカツラ鬢と云もの出てより是を用ひたり、

纔二十年前迄も鬢水入と云物ありて水を附て

すくものなりしか今ハ絶てなし、又たふ上とて鯨

にて作りたる物有て、他へ出る時ハ是にてたふを上し也、

是は髪にこらひ無キ故斯せしと也、食物ハ多くハ糧

カテ

飯を用ひし也、昔は皆譜代者を持し故、五拾石通り

などは常に糧取に歩行し事なりと云り、椀盤は

山おしき或は木地の丸盆にて木地椀を用ひたり、

今ハ恵美須棚へ供る椀盤のミ昔の形を残せる

なり、世治ての上に平日も塗器を用る事に成たり、

今も世間に赤塗か黒塗にしたる大円盆稀に有

ものなるか、是か昔平日用ひたる食盤にて有しと也、

御扶持組の大酒井何某ハ五十有余の者なるか、渠か

十二の頃迄祖母が繁昌にて居内は、我等が身分にてハ足付の膳は用ぬ者也とて家内中足なしの円盆を

用ひしか、祖母死していつしか一膳二膳と足付を用て、

今ハ蝶足を用い円盆は切貯などにして置とて語

候得き、近代までも婦人に迄ケ様に身分を守る者

ありし也、色部家の土浦何某と云者は侍分にて内福

なる者なるか、今も家内丸盆を用ると云り、又堅地

塗の大おしき端はそりの大椀ある者也しか、是ハ余計

もある者か客分とて十人前計ツ、数年心懸て製

はせ、子孫に伝へしと云り、極て丁寧に大夫へ仕し者

なり、昔椀の大なるハ人健にて大食をせし故也、御台所に

不識院様の御道具也とて一箱あり、其中には青銅アカ、子の

釜と云り、是ハ御陣中にて御用ありし物なるへしと云、

何れにもせよ儉素第一の御事にて、乍恐御平日の御事

も推て知へき事也、色部隆長ハ誹諧を好て折節友

を集て夜会をするに、灯火なく烟草盤の中へツケキ発燭を

置て句の出る毎に発燭へ火を点して書留たり、夜

食ハ重箱の中に焼飯と漬菜様の物一菜ツゝ入て出し

置事定例にてありしと也、又三手通なとて椀盤ワウハン振

舞とて正月一類共を招に、何方も定法の様にて大根牛

房のツブツブ煮に青魚汁にて、酒肴は干子煮、胡蘿菔の水和などにて饗応せし事也、其時余計金の評判するに

去年ハ吾は二分よけたり、我は一両よけたりと云、其中ニ不仕合にて一金もよけすと云は夫ハ不心得也、左ありてハ成ましとて、金の一両も一類共償て置く事にて有しと也、

酒器は木銚子に熊貝盃など云物有しか今ハ絶て無シ、都而近来迄も真塗の器財を用る者などは誠ニ稀なる

者なりしに、今ハ平日も金蒔絵の箸を用るなり、茶ハ伊達の下妻より来る一斤六拾文斗ツ、の極て下直なるを

上品にして用ひたり、煎茶を飲に立茶とて茶筌ニ而

振りて泡を立て飲たり、今も分領衆の奥方には間々

有なり、夫故御国中にて偏く茶筌を求し故、茶筌町

にては大体茶筌を売し故町の名ともせし也、今ハ世間

に用ひさる故店にも稀に四五本あるのミ也、立茶ハ下

品程能立故別而下品を用ひたり、又茶の実を入れは

尚能たつ故昔は茶の実を添へて売しとなり、四五

拾年前より段々名のある茶を求来て、稀々に下シ置テ

朝夕に用る事になり、茶は上品か好し、麁物は損也と

云事也、茶碗は平日ハひゝ焼を用へ、客前とて御室焼

の茶碗を秘蔵せし処、今ハ平日も唐津の白焼を

用ひて、茶を飲には白焼か奇麗にて好しと云事なり、

又昔の烟草盆と云ものハ木地の円盆の真中へ高サ二寸

計の円木を立、釘付にしたるもの也、是は其円木を台

にして烟草を刻ミ四方へ落置て常に用ひ、客の来る

時は夫へ烟管を添て出せし事也と申也、ケ様の事共

まで元禄以来奢侈になりしといへとも、表向を張出し

内々ハ猶質素の余風もありけるなり、偕又昔の人は

天性剛直にして勇氣を専らとし、身を惜まされハ諂

事なく、利欲を深く賤むれば身分の外を求めず、無

礼を免さゝれは自ら行義を慎ミ、一言を重んずれば

仮初にも偽を言す、弓馬劔術を事とし、武具馬具

鎗刀の外は無用の器財を儲す、堅固に役儀を

勤て頼母敷者にありしと也、上生院様御代宰配

頭を勤し三侯将監か訴訟書と云もの有、古体成

物なり

御訴訟申上候事

拙者煩之儀、様々三年養生仕候得共本腹不仕

致迷惑候、左候得は手前之組頭仕候義腰立不申

候而は不相成事ニ御座候間、余人江被 仰付可被下候、

第一御若年之奉対 屋形様不義ニ相似候得共、

此御役是非御訴訟申上候事、

一、此御役 被仰付百石御加増拝領仕候、則差上候、残而

三百石は本知御座候、九兵衛当年二十疋ニ罷成候、

御取成は本知三百石被下置、傍輩並之御奉公被

仰付、江戸御番仕候様奉願候、

一、若此末腰も立本腹仕残命仕候は、相当之御奉公ハ

可申候と奉存事ニ候、御当代是非御奉公可申上と

存詰罷在候処、天命薄く長煩故と無念千万

拙者心中御察可被下候、何分ニも可然様被 仰上、

組頭被召上可被下候、偏奉頼入候、以上、

慶安四年十一月廿六日

三侯將監

御奉行所

是は 上生院様御十二の時なり、御幼君なれハ心もとなく思ひ奉り、御成長を見届奉らんと身一ツに思ひ入し事、忠誠義氣文面に顕れ感涙不少也、孔子の士ハ必

慤きこして而後求ム一智能者ヲ一と仰られたり、唯人ハ志か第一なり、

伶俐れいり發明はつめいなる者は当座ハ間まに合てよけれども、事に

臨て必尾もろを漏すものにて頼少き者なり、石坂新左衛門

昌吉ハ 法林院様御代の人なるか、宰配頭を勤るとき

支配下に不行跡の者ありしかは、呼出して隠居を申付

たり、其旨を 上へ訴ければ所存を御尋ありしに、某に

御預差置るゝ支配下の義に候得は、不行跡の者を其

俣に指置、万一上江対し不調法も有てハ某職分不相

立候故、何事なき内と存隠居申付候と云ければ、至極

尤なり、乍去不^レ輕身分の者なれば已来ハ訴へ申様と有て

事済けると也、又松本助兵衛宰配頭勤る時、居宅ハ表町

にてありしか、他出して返る時町内にて子供等三四人戯

居けるか、一人の子過て川へ墮^{フチ}たり、続而一人の子飛入て

漸^{ようやく}して引上、其子か家へ連行て返りたり、助兵衛頤

に杖して見居たりけるか、其子を呼て、扱々汝は奇特

なる者也、傍輩ハそふこそ助る者也、サアサア吾家へ来れ、褒

美を遣らんと云れて其跡に付て行たり、助兵衛家へ入

炉辺に座しけるか、折節食事の儲に鰯をあふりて

有ければ、コレコレ是に幸の物有り、是を遣らんとて鰯を

一串とりて与へければ、其子推戴き家に帰り、御宰配より

御褒美を賜りしとて父の前へ出し始終を語りければ、

家内大に歡ひ其鰯を恵美須棚へ供へ、家内心悦ををなし

けるとそ、其頃は宰配頭の威光も大かたならず、人も淳厚

なりし故斯る事にてありし也、又助兵衛、笹野村の観音

の祭礼に、夕方肩衣作りに編笠をかふりて一僕連て

参詣に行たり、其後中條大夫知資の宅江行れしに、十七

日には能観音へ参詣せられしと云れければ、いや某ハ

参らすと云、いやいや隠されそ、我等物見に見てありし

ものをと云れしかは、夫は何れの風体にて参りしと云、

肩衣作りに編笠を冠りて一僕つれて通られしと

云ければ、助兵衛面色を損し、是は仰とも覚ぬもの哉、

夫は誰にもせよ一国の御執政として編笠の内迄

御僉鑿有ては争か下たる者立申へき、恐ハ御職分

始終は全かるましと苦々敷云ければ、知資恥入よく

よく誤たり、許されそ、以来ハ嗜ミ申とて止けるとそ、

同助兵衛極月十七日に観音へ参詣し、賓頭盧打びんづるを見

て有けるか、城下方負色になりしかは、助兵衛僕をして

一根の竹竿をかりさせ、着たる肩衣を脱て竿の頭

に結付、高く押立大音声を上、松本助兵衛か旗

を揚るそ、負るな負るなと呼はりければ、城下方一倍の

精力を得、遂に打勝けると也、此助兵衛も 法林院様

御代の人にて貞享三四の頃隠居をせしに、兩度御差

留にて三度目に願之通被 仰付候と也、又

法林院様御放鷹に北條郷江出させられしに、何

れの村にてか雲雀の巧たくみに轉さへつるる有ければ、御耳に留り

召れんとて近臣を遣れければ、則農家へ尋行しに、一の

老爺炉辺に草鞋を作りて居ける故、今日は君の御

鷹野なるか此家の雲雀の巧なるに愛させ給ひ召れんと

の御事なり、奉れと云ければ、老爺聞て頭をふり、いやいや是ハ

某か秘蔵なれば存もよらぬと云、是は思ふの外なる事を

云物哉、我君へ奉らん事は汝等か賤き身としてハ願ふて

も叶ハぬ事になるに、上より召れんとあるハ冥加に叶し

事ならずや、疾々と催促しければ、老爺冷笑ひ、嗚呼

の事をのたもふ者かな、是ハ稀なる雲雀故、当所の御

代官の只管に望まれしかとも終に捧け奉らさりき、

争か 屋形様へ奉らんと云ける故、近臣不興して馳返

有の俣に申上しかは、君笑はせ給けるか、御帰殿の

後其村は小嶋何某か扱下なりしかは小嶋を召れ、汝

か扱ひ宜、百姓帰服し御満悦に被思召とて金千疋

賜りけるとなり、又 樹徳院様宮井村の御縄場江被

為入、夜に入て御還りの処、東の大路を大勢の足

立にて数十本の炬火を照して通る者あり、

君是を御覧被遊、何者なるやと左右へ御尋ね

有しに、知たる者ありて、代官の廻村して帰るにて

候と云ければ、偕も夥敷我等か通には勝たり、いか

様にも代官はあふなくてハ成るましき事也と仰あり

けるとそ、同く 樹徳院様の時御不幸事ありしに、

御葬礼ハ法泉寺にて行はるゝ時、中春にて未夕満

地雪ありしかは、御葬送の道筋雪を取払ひ申

様にと 上意ありければ、時の執政中條大夫清資の

庁へ町奉行を呼れけるに、何某至れり、因而右之趣を

申渡されければ、畏て返り同役小鷹甚五左衛門にその

趣を告ければ、甚五左衛門暫く思案し、是は容易

には量ひ難し、子細は町下の夫役も大体定格有

れは畢竟是は過役也、ケ様の時ハ施行こそ有へきに、

過役を被仰付しは道理に背たる事也、且ケ様の事ハ後

格になる者なれば、某等か勤中に悪例を始んハ可恥

の至りなり、如何思はるゝと云ければ、何某も甚尤なりと

云、然らハ某周防殿へ参り子細を申さんとして清資の庁江

至り、先刻何某へ被仰付し義御請仕り難しと云、清資不

興して夫ハ如何なる故にやと問、因而何某に談せし子細

一々語りければ、清資暫思案し、御辺の云処いかにも尤なり、

去りなから已に君命下りし上は黙止^{もたす}へき様なし、何れか上の

思召も立下の害にもならぬ様こそ有るへきものをとて案し

入ければ、甚五左衛門云様、然ハ人夫江相応の御日料を賜るへし、

左あらハ　上意も達し下にも患あらず、某等か役目も相立チ
満足仕也と云ければ、清資聞て成程尤也、其儀ハ同役へ申迄
もなし、某吞込候間早々量ハれよと有りて、其段に取量へし
より例となりて、御不幸事には傭錢を賜る事に成たりとて、
今に町下にては小鷹氏の徳を感戴する也、此事不僉儀なる
事に候得とも聞たる俚に記畢、又甚五右衛門隠居をせし上一日
振舞をせしに、笹生彦五郎ハ孫輩也しか、其頃ハ町奉行を
勤むる時なりしに、遅く至り今日は同事有て御奉行誰殿へ
参りし故遅くなりしと言訳をせしに、甚五右衛門夫ハ如何様の
事にて有しやと云、因而略其訳を語りしに、甚五右衛門聞て

偕々今の町奉行ハ夫式の事迄家老の差図を受る事なる哉、

然ハ御辺等は家老の御蔭にて勤をするよな、纔の間に世ハ

各別になるものと云けるとそ、又宝暦年中 東岳院様御

参勤の時御省略最中の時なりしか、御同勢も大に減せられ

御供御家老も省かるへし辻、其時は安田貞広の順番にて

ありしかハ、其旨被仰渡有りしかハ、貞広一冊の存奇書を同役

中へ出したり、其趣意は御供家老は御備の為にて不輕

義なり、余の義は是非もなし、某今度召供せらるへきに

省かれしハ畢竟某か不才なる故なるへし、然ハ最早覺悟

を極しなり、此儀ハ各幾重にも御訴訟有て供奉有

へしを云義なり、因て打置かたく同役挙て若狭を召供

せらるへしと訴訟有し故、再ひ若狭へ供奉被仰付たり、偕又

供奉に於ては自分の供勢も大に減し、武器等も省るはぶか

へしと有しかは、供勢をは相成丈ヶ減し申へし、武器の

義ハ一品たり共減しかたしとて定格にて登りけるとそ、福

嶋多仲か城代を勤る時、二ノ丸之内空地江漆木御植立有

へしとて多仲へ御申聞有しかは、御城内空地の義は

何事あらん時軍兵を入るゝ場処なれは不相成と云て

止たり、多仲か御役義退くと、直に御植立になりしと也、

御林方と云ものハ国中の御林を取量役にて、御林も夫

々に訳有て、或は御備のため、或ハ水を養ふためなど二而

其古実を伝へ置役義を守りし所、今ハ上よりの差図

次第に何方にても伐事也と云り、都而役義に古法先

格ありて、昔の人ハ嚴敷夫を守り権勢をも恐れず、

言へき事を云、為へき事を為て堅固に役義を勤ける

なり、凡昔の士人はケ様に忠実律義なる事にて、頼母

敷ものにて有ける也、時に寛文四年、御半領に被為成

諸士も半知に被仰付しかは、此節面々の身の上も諸

事半減に為へき事なりしに、上の御分限も不被減

世の中も華美になるに従ひ、面々の身上も十分に減せ

さりし処、元禄の頃より次第次第に奢侈になり、事を張大にして費用多なり、財用乏しかりし処、宝永元年

半知御借上になり大小心を痛しに、是は翌年御返しに

なりて安心せし処、間もなく又四ヶ一御借上に成しか共、

是も一過の事なるへしとて用度を減せず、不足の処ハ

他借をして間に合せ、一年一年と送りしに、幾年過れ共

御返しなかりしかは、借錢は次第に附益、奢侈は

猶増長せしかは、内証以外の外に逼迫せし也、三御馬

廻などは正徳の頃よりそろそろ細工をして營生の

助とし、且家財を与当する事になりしなり、其頃

館山口通りの小給者とも難渋に及び、大町の吉井忠右

衛門は内福なる者故、是か方へ館山口通りへ何方へか質

屋を建て呉よと頼ければ、御家中へ質屋を建るは

仮初になるましとて其旨を上江窺しに、苦しからぬ

と有て館山口橋本の横町へ質屋を開たり、則今の

猪俣氏か門屋に有質屋か是なりと云り、斯て段々

送り来し処、元文三年より国用豊になりしかは

物成御返しありて、百石九俵ツ、召れたり、因而世の中も

幾許賑ひ上下皆安堵せし也、時に延享三年

重定公にて御世を知し召てより御国用只官乏、

寛延元年三俵の増懸を被仰付、同三年又半物成を

召れし也、是より連綿して御返しなく、其内宝暦四年

東叡山御普請御手伝ニ付懸銀人別懸等被仰付、益々

患を添し処、同五年より七年迄の天災にて士大夫の

困窮昔に倍せし也、就中侍組ハ数代世禄にて生産

の道に暗き故別而害を受、譜代の家頼の暇を遣シ

相伝の武器を与^{シチイレ}当し、器財を斥^{ウリシロ}売しなとして送

れとも足らず、家々借たる物をも返さず、買たるもの

をも値を償す、廉恥をかき信義を失ひ漸々送る

内に、国用乏に付ては度々懸物等有、弥増の患なれ共、

夫とても奢は止す、平日も美食を為し物見遊山に

費を顧す、最早困窮至極し凍餒とうたいを免れさるも間々有こゝへうへ

て、誠に侍組の困窮痛入し事とも也と申也、三御馬廻は

元来少知にて營生の道に疎からぬ故、痛を受ける事侍組

程にあらさる也、是も同じ姿にて五六十年前より八十倍

の生計すれば自ら用度にせかれ、片蔭にては細工をして

日夜働き奢を助る事になりて、次第に士風も頹るゝに

至りし処、明和九年江戸御屋鋪御類焼の砌、御手伝人足

を被仰付、蓑笠にて出て働しより大に士風破れ、恥を

も恥とも思わぬ事になり、むきつらに仁蔵にぞうを冠り

重荷を脊負、或は担ぎ、意氣揚々として市街を

歩行事になりたり、尤小心者ハ俸録にて家内を養ふ

に足らざる時は賤しき業をも為すハ本分の事なれ共、

元より表に立る事にあらされは、一腰を帶して顔をは

隠すへき事なるに、丸腰にむきつらハ余りなさけなき也、

は無他御手伝人足の流弊也、且又先年 上にて田圃たはたを

作り菜蔬あをものを売陶器せとものを焼縮やきちを仕入火打石を売蕨

せんまい迄売て、専ら興おこすレ利ヲの政を行れしかは、左無キ

たに貧窮に苦ミ、士人さむらひの心操みさをいくばくかけか幾許穢れし上に、斯

利を以導き給ひしかは、公儀にてさへ斯る御事

なるものをとて公然として営利を恥さる事になり、金

銀の借方或は質借等をして利を釣もあり、細物類

絹糸類の仕入をなすもあり、又ハ商人になり担物を

駄送して他領へ出るもあり、家にて細工をなす者ハ

十四五歳の子供等等迄推なへて表にハ士を飾れとも、

内はまさしく商賈也、稀には瘦身上やせを守り左様の

業をなさゝるものれは、時勢を知ぬ偏屈者也忤

却而嘲あざける事也、世上を聞は誠に言語道断の事共也、

歎しき世の有様也、扱夫は何故に斯利に巧也と云ハ

皆奢を是か為なり、二三十年来奢侈増長せし事

以の外也、近来度々命令もありて奢侈を制せらるゝ

といへとも少も止さる也、唯衣服ハ 治憲公綿服を召て

より男子の分はしまりたり、女子ハしまらす少し弛と

種々栄耀を為す也、飲食の事もしまらさる也、尤表

向の事は命を守ると云とも平日を守らす、且内客

なれば美膳を設るなれば、表向計守たりとて何

の詮もなき也、又近年振舞の繁昌する事夥敷也、

先已待子待神明待天神待杯云如き何待何講と

云者多し、誰人も大体ハ一ツ二ツは持なり、皆相応に

調膳を為事にて畢竟ハ宴会也、是は月に一度ツ、

なり、其外親ミ寄合も只官にて美食強飲する事なり、

近年ハ子供等の厄年諷講杯云に迄料理を出ス事

になりたり、都而ケ様の事にて飲食は次第に奢る也、

酒宴遊興なすからハ夫々の器もなくて叶まし故に、

椀盤皿鉢酒器茶器飾道具思ひ思ひに調る也、器財

を多く持たるハ能心懸也とて褒る事也、凡武士の

道具と云は武器の事故、武器を多く持たるをは

昔ハ道具持也とて褒し事なるに、今ハ器皿を持た

るを褒る事に成しハ歎しき事也、偕又諸士の別而

過当なるハ家居也、第一分領家の居宅大にして不

当なる物なり、皆一倍の録の時の家なり、然るに次第に

増たるハあれもとも減たるハなしと云り、夫故修復をなす

へき様もなく多くハ破れ次第になす也、今の五百石

取の家か千石の時の家にて能程なるへし、大家とハ人

馬を多く持たるの名なり、今千石通には家来ハ漸

四五竈か高なり、馬ハ一匹も無きか多し、夫にて家

のミ大なりとて何の詮か有へき、誠によしなき事也、

随而平侍は譜代の家来を持たるハ甚稀にて、多ハ

年雇の奴婢一兩人を仕ふのミなり、別而家の大キ

なるハ無用の事なり、然るに近年造立する者甚

大なる有り、不覺なる事也、続而三御馬廻の家なり、近年ハ

めつたに家を作る也、ならぬ者は借錢をし或ハ無尽を取立

忤して作る也、且屋体も大きく莊嚴造作目そうごんぞうさくを驚おどろ事なり、

三手は畢竟廿五石なり、廿五石にて当世の生計をすれは、

漸々夫婦を送る也、当時自由もなければ迎大家を作るは

了簡なき事也、国家ハ制度なき故御扶持方通より足

輕迄も金錢さへ有は限りもなき僭せんしやう上を尽なり、世の

奢侈の有様中々筆紙に及難き事也、昔の王公大人は

当世の小者の榮華には及はせられぬ事也、是何を以て

奢るなれば、前に申す如く思ひ思ひに農工商の態を為て

利を貪り、役儀に有者は役にて利を得る也、故に当世の

役儀を望ハ忠義の心にあらず、唯利をいとなむ営いとなむか為なり、されハ

世の言に立身出世を望も竈を賑し度為なりと云浅

間敷詞も有て、唯々ほしき物ハ金錢そかし、何以利吾

家何以利吾身と希て、夫のミに肝膽けんたんを碎くたき、利を

見てハ人の痛ミ世の患をも顧す、乃至げんけい嚴刑をも恐れ

さるに至れり、礼義廉恥絶んとし士風の頹潰たいくはい既に極

れり、孟子曰、にはとりなひて鶏おきじしヒ鳴而起孳々為ヲ義者舜之徒也、鶏鳴而

起孳々為レ利者せき蹠之徒也、欲セハ知ント二舜与ト蹠之分ヲ一、無シ他利ト

与レ善之間也、今世の人ハ舜の徒か蹠の徒か畢竟上に

御分限の立さる一ツよりして、下皆其風に化し猥ミたりに奢て

困窮至極し、猶も奢を足さん為めに卑劣ヒレッの業を為より

して心も自ら卑劣になり、恥を恥とも思はぬ悪き風俗

となりける也、上下交こもトツテ征ヲ利而国危シと云り、豈懼おそれ給ハさるべ

けんや

一、今人の言に、廿五石取りハ丸々取て米十六俵に錢八貫

文なり、其内彼是を引ハ米十俵程に錢七貫文に満ぬ

なり、是にていかにして歴々を立て家内を養ふへき、いか

なる卑劣の態をなしても今日を取続て御奉公を

為こそ本意なれと云り、推なへて此心得なるか故

斯淺間敷体になりたる也、四民各家業有、士の家業は

文武なり、此二ツを勤さすへき為に君より俸録を賜り代々

養ひ置るゝなり、因而生計は如何様とも分限程に為て、

日夜朝暮他意なく文武を励ミ才徳を磨て御用に

立、君恩に報ひ奉る事專要也、時に廿五石の如きは

至極の小禄なれば、中々大体に心得てハ士の本意は

立難き也、因而飯米か足らぬならハ糧を菜て足へし、

山へ行て薪を取り川へ行て魚を取へし、尤覺有

一腰を帯へし、太刀ハ士人の魂なれば、何方へ出るとも

一腰は決而放すましき也、当世の士人の丸腰ハ大に

不心得の事也、家にては米を搗薪を割り畑をうなひ草履

草鞋を作る事も、武士は知らずして叶ぬ事有也、板倉

重宗侯は五万石の諸侯なれ共、手自ら草鞋を作りて

猷廟へ奉られしと申也、ケ様に平日身を揉ミ手足を働ス

時は筋骨を丈夫にして武士相応の人になるへし、武士ハ

健にあらされは御用に立ぬ也、当世ハケ様の力業を

なすを大に賤しめ、細工をなして錢を取り日傭ヲ雇

て為する事也、大い間違たる事也、米も搗てハ喰れ

ぬ木も割てハ焼れぬ物故、小知にて人を仕ふ事のな

らぬ者は自ら為さて叶はぬ事なれば、小給者の

本分の事也、錢取業をなすハ仮令小給者なり共士人の大に
恥へき事の第一也、衣服ハ差綿を着へし、平日ハ如何様共
苦しからぬ事也、表へ出るそならハ仮令洗濯衣たりとも

余り見苦しからぬを着し、行儀を正し嗜て士風を頽

ぬやうになすへきなり、是士人の束にして肝要也、当世の

如き内には僭^{せんしよふ}上を尽し表へ出る時はもめ袴袴を着

よこれ衣裳を着る事也、大に間違たる事也、晝ハ藁

蓆を敷へし、屋根も藁にて葺へし、勝手向はいか様に

ても苦しからぬ事也、座敷向は晝を敷入身分相応

の取飾をなし置、公用の人其外隔心なる人は皆座

敷へ通すへき也、当世は親しミを表とするよりの風儀にて

いか様の人にてても皆勝手へ通る事也、夫故座敷は常に

用る事なき故物置になし置、勝手向を第一に清め

置事也、因て掃除を好家にてハ茶の間を払ひ清め

多くハ家人は勝手に居らす膳部に居る事故、懇意

なる者は膳部へ通る也、大に間違たる事也、右の如く

質素簡易になす時は廿五石の小知たり共、何れか

家内も養れ文武の道も嗜れて士人の本意を失

はす、累代の 君恩を空せさる事になる事也、尤夫

か風俗となりしならハ野卑武骨なる事も有へ

けれども、全体質素律義の風となりて、当世の浮花

柔弱にして利勘第一なる士人には大に勝るへき也、

士農工商を四民と云て士も民の中也、唯業とする

処の別なるを以て士は貴く庶人は賤き也、因而生計は

大禄は大農小禄は小農の如く心得、唯才徳を磨て

士の貴き所以を明になすへき事也、当世の士の榮

耀をなすを貴人の事とし、其費を足さんとて賤

き工商の業をなし、心も自ら工商の如く賤く成

なから、却而是を小身奉公人の本意なりと思ふハ

大に誤れる事なるへし、ケ様の事を申せは聞く人ミな

大笑するなり、畢竟年来奢侈の風俗骨髓に染入、世ハ斯あるものと思ふて悟らさざ故也、是と申も上を学ふ下なれは、上に御分限立て人心実に戻る時は自ら士人の本意を失はさる事になるへきなり

一、真野何某は極難なる者にて炉側へ藁蓆を二三枚

敷て置程の者なりしに、夜盜頭を被仰付時分、梁の

上より薦包をおろし、其中より一通りを新衣を取

出し其日の晴着とし、又軍用金を出して費用と

為しけるとそ、此者鎧一領持けるか櫃ひつを持す渋紙に包ミ置けるか、櫃を製ハんとて桐の木を植たり、

遂に其桐にて櫃を作れるとぞ、又福田に宮原庄之助

といふ者あり、是も困窮者にて家へ張木を四五本して置

程の事なりしに、物頭を被仰付時、鎧櫃の中より五拾両の

軍用金を出し費用とし、同く一通の新衣を出して晴着と

なしけると也、是ハ近年死せし、福田町の酒井孝右衛門、宮坂

九門杯か若き時にて手伝に行て面のあたり見たる事二而

八十年前の事也と云り、此庄之助或歳の暮に大町にて金

子百両拾ひたり、定而落人尋来るへしとて其辺の店

に寄て待居たりしに、案の如く来りし故証拠を尋

しかは一々引合たり、何者なると問しかは南町の山田

清右衛門か召仕也と云、清右衛門は其頃名高き福者也し

かは弥相違なしとて金子を渡したり、其者大に悦て

庄之助か名前を問しに、吾ハ名もなき者なりとて起て

出ければ、其者見得隠れに庄之助か跡を慕ふて福田へ

行、近隣にて宮原庄之助と慥に聞て返り、主人清右衛門江

始終を語りしかは、清右衛門大に感心し品々礼物を調而

庄之助か方へ行、謝辞を述て礼物を出ししかは、庄之助

一向覺無とて受す、達而と云ければ、士は一言覺なきと

云てとて大に面色を損しければ、是非なく礼物を納メ

て返りけると也、青木新蔵か方へ客の有し時、新蔵妻

に向ひ、酒か有へきに一ツ御進メ申せと云、妻答て、酒は

あれとも一向肴なしと云、茶屋にては有まし、肴の

無は知れたる事也、味噌があるへし、夫を焼て出されよと

云けるとそ、最明寺殿の土器味噌の事などは今の人ハ

あるへうもなき事に思へとも、昔の人ハ夫か常にて有りける

と也、此新蔵父を喪せし時家事父か仕事たる俣に

して三年一向手を付さりしと也、○竹俣掃部森秀

は義秀之孫也、森秀常に云、士は金銭ほしからぬ

者なり、士として金銭貪るは商賈と何そ分た

たんや、商賈ハ金銭を以世を渡る者にて、金銭さへ

あれは大名高家の栄耀をもなし、金銭なければ

旦夕をも有かたし、畢竟金銭を以天と戴くものゆへ
命に替てほしかる者也、士は君より田禄を賜るもの

なれば、夫丈にさへ生計をなす時は何そ過分の

金銭を望まんや、過分を望ハ畢竟奢侈をなし度

か故也、奢る者は久しからすと云諺も有て、奢時ハ
必又貧窮に至る也、貧窮する時ハ心も自ら賤く

なりて士人の本意を失ふ者なれば、只能分限を守り
て貧窮に至らぬ様にすへし、当世は頻に金銭を欲る
世の中にて、貴き士人として自ら賤き商賈と同ふす

るは歎敷也と云けるとそ、其辞空しからず、六百石の小禄ヲ
を以て大家と肩を並へ、専ら儉約を用ひて堅く分限を守り、
中年より半知に成しか共夫ケに生計を立し故、十分の
患を受けず生涯一銭の債をせず、結句父の斎秀か代に

夥敷債のありしを、家督砌より心懸て一代の内悉く償果し
けると也、一日家宰井上孝七なる者森秀を招請しければ
怡て行たりしに、孝七も稀に主人を請待せし事故心を尽
して奔走し、自分の外なる饗をもなしけれハ、森秀大二
怡ハす、早々にして立帰るとて硯箱を請て、懷中より紙を
取出し半片に引きき、一首の和歌を書いて孝七に与へ帰り

たり、孝七懼入て見之に

草の葉の程々をしれ露の玉

重きは落る世の中そかし

箇様に有ければ孝七甚感得し、子孫にも堅く奢侈を

誠けると也、又或時孝七に云様、吾已に老衰に及たれば余

命も頼かたし、兼而汝等か預知ことく余計なき小禄の吾故

聊儲蓄としては無し、然とも身分柄我死せは相応の葬礼

もなさて叶はぬ事なれば、少からぬ費もある事故、其備に

数年心懸け纔に金子二十両儲置たりとて、座側の箆笥

の内より取出し、是也とて封印の儘孝七に見せて、本の如

簞笥に納め、則爰に入置なり、汝宜心得置へし、此事ハ汝一人に
知せ置そと云けるか、後年卒せし時、森秀の婦人に其事を
語り簞笥を開給へと云ければ、婦人信せさりしか開き見れば、
果して一封の金子有しかは、夫にて葬礼を執行けるとかや

○笠原新五兵衛か祖父故新五右衛門ハ篤実の人也、人ありて

此頃ハケ様な奇説あり、ケ様の珍事ありとて語りければ、

新五右衛門聞て、夫は御辺直に見聞せられしやと云、いや

伝説なりと云は、夫ならば咄はよしにしなされ、都而直場かけ

ぬ事ハ大なる相違あるものと云けるとそ、○又座頭町

に佐藤長兵衛といふ者あり、一ト風おかしき老人なりしに

人寄合て人々の浮沈をとりとりに褒貶するを聞く、其

人は何の頃の人なりやと云、正に当世の人なりと云は長

兵衛笑て、都而人の身の上は賢愚盛衰ともに死なぬ

内は極たる事ハ云難き者也、先つ其褒貶ハ死後迄待

れよと云けるそ、共に名言なり

一、慶長十五年町割の時、其手其手ハ皆一所に差置れたり、

第一侍組は門東町へ差置れ、処々に放れて有ハ御備

の為也と云り、第二御馬廻ハ南、五十騎ハ西、与板ハ北、其外

何組なりとも皆一所に差置れたりし故、町の名も其組

の名目を以称せし也、夫故其手其手ハ生れ落るより

知人にて甚睦しく、老人年長を父兄の如く尊ミ敬ひけ

れは、老人年長も子や弟の如く慇ミ教へ、一町内の交ハリ

睦く、一家内の思ひをなして頼母敷事なる上に、分別有

老人を挙て頭に居置れし故、威光もありて治の筋も

行届し事にてありしと也、然るに何の頃よりか心俣に転ン

宅する事に成りて、一組彼方此方に居り、城下ハいまたし花

沢南原館山杯所々方々に居る事故、一面の知人のミにていか

なる人にていかにして有らん、其組合さへも知らぬ程の事な

れは、自ら治の筋も行届さる也、十人頭も治の一人なるに、今は

組頭の小使役になりて、何そ触事有は足をかきりに歩行

を役とするのミにて、自分も治の役人也と云ふ事を氣も付かぬ事になりたり、又一町の内に様々の人有故に、同等の人なれば助合なれとも、段式か違へは最早構はぬ事故、睦しからず、隣伍あれ共表向計也、又転宅の自由なるハ恒の心なく

して宜からぬ事也、何方へ行ても全く能事のミハ無キ物

なれとも、爰よりハ彼方が能からんと思ふは人情也、只官

転宅する事になりて武備の一ツに差置れし家柄の者迄

安く宅地を易る事に成たり、甚御治世の害となる事也、

一手一手の居処は転宅のならぬ様にあらまほしき御事也、

一、ユミイル射ユミイルとき目代一錢を賭にするハ天下の通法也と云り、然るに

士人の利を好よりしてケ様の事にも弊^{ツイヘ}出来て、近年の射

会に矢^{ヤノリ}乗と云事有、是ハ一本の矢へ何文何十文と賭て

争事也、夫に陰辞あり、チヤウとて二銭、ミタとて三銭、ミヤウ

とて五銭、レンとて十銭、十五夜とて十五銭、二十日^{ハツカ}とて二十銭、

暗とて三十銭、重連とて百銭也、夫より段々積上ケて金壺

歩迄賭る也、南方の或者金一両迄賭し事有しと云り、

夫故大なる勝負有て一年の料を一時ニ擲却する者有、

又ハ一時に大利を得るもあり、博奕同様の事にて大に士

風を乱り御治世の害となるへし

一、昔江戸番転百日交代の時、侍組ハ乗懸、三御馬廻は蓑

笠にて一僕つれて登り、足輕は米を負て登りし故、路銀七百

何文は木錢に賜りし事也と云へり、山田拾右衛門か祖父百日番

を勤る時、小紗綾の綿入一ツにて勤しと申也、常着の木綿衣

の上へ重し事也と云り、天和三年三御馬廻一年番に成し

時、御擬金拾四両壹分を以て惣入料と積りたる中に、小袖弐ツ

御番袴御供袴弐具と有、此頃御番転を勤る者ハ二度

目は御擬金の内を余して下りし事也と云り、然るに次第二

奢侈に成に従ひ種々の衣服を支度する事に成て、当時

番転に登る者は拾四両へ又拾四両足して足らず、家屋

敷知行を引当にして借金をして登る也、御作事屋方

御膳部御家老同心の属迄も乗懸に絹羽織羽二重にて

上下する也、御屋鋪にても縮緬羽二重を着る也、奢侈の

弊風也、治憲公御代より江戸御上下の御供勢四ヶ

一に御減省げんなされ、御道中も木綿の御羽織を召てより、

治広公は猶更の御事也、然れは御家士の番転も何程も

儉素になすへき事なるに、ケ様の奢侈なるハ畢竟中古より

御上にて奢侈を好せられ、御家士も立派にせされハなら

ぬ様になりて、其風癖くせになりし故也、然れは上より往古

の姿を以厳敷被 仰付有時ハ自ら直る事になるへし、乍去

一年番に成りて四時の衣服クなくてならず、長詰をして

江戸の浮華なる風俗になるゝ故、奢侈弥増て無用の金

錢を費す也、足輕などは別而遊惰放佚の上ぬりをするは

歎ハしき事なり

一、高坂弾正か言に、農家の子ハ武夫となるへし、商家の子は

武夫と成るへからすと云り、的論也、商賈ハ利に敏く義に疎き

者なり、争か義に依て命を輕んし武夫たる事を得んや、

戦国の時代斎藤道三小西行長か徒ありといへとも、其

頃は海内武風烈しく農民も工商も鎗よ刀よとひし

めきし時故、是等か徒も出たり、人ハ慣^なるゝに因而化する

者なれば、其頃の女には今の世の男ハ及さるも多かるべし、

夫たに是等か徒に過す、且元來欲心熾盛さかんにして不義の族

なる故、一人は君を殺して自立し、己も又子に殺され、一人ハ天下の

乱を為して梟主にせられたり、小人勇有て無義、則為乱と、孔子

の仰られたり、是等は正しく乱をなせり、商賈は仮令勇あり共

義ある事少ければ、武夫たる事ハ難きなり、凡商賈の人臣なるは

損多して益少きなり、然を混ヒタすら商賈を挙而士人の上に立

給ふは大に士風を乱り国家を害する一ツなるへし

一、不識院様の仰に、剛勇なる者は事に逢ねは知らぬ、乍去

多く律義者にありと仰られしと也、律義なる者は眼前の事

に心のはたらかぬ者故、是は斯と思ふ事ハ脇ひらを見す思ひ

切たる事を為者なり、夫故大事の場所に命を捨て働き、君の難に代り敵地に孤城を守て、二心なき等の事ハ律義者に有也、發明なる者は眼前の事に心か働き脇ひらを見る故、思ひ切

たる事ハなき也、今日の上は則同様也、役義に身を入れす辺りを見合せ、差当る事のミ仮に勤る人か不忠の人也、されは

哀公の孔子取人の法を問れし時、孔子の御答に、士は必^{きこして}慤而

後求智能者不^{ナラ}慤^{タトフ}而多^ヲ譬^ニ之狼不^ニレ^{カラ}可^ク近^レと仰られたり、律義

なる上に才智を兼たる人は大任を受る人にて、国家の御

重宝也、然れ共ケ様の人ハ稀也、剛毅木訥近^{こうきぼくとつちかし}仁^{じんニ}と仰られたり、

先ツは質素律義なる者に忠義の人ハあるへし

一、大上院様の御言に、人を使ふて使れぬと云はなき者なり、

世の悪む盗人さへも使方のある者也、唯病人と生し者ハ使

方のなき者と仰られたりと云り、今の世も七拾年前に生

れし人は質素に生立しもの故堅固にして無病也、生涯薬

灸をもせずして終る者も有もの也、五拾年ハ猶いまたし、

三拾年ハ遙に下る、二十年は企て及さる也、是いかなる故な

れは、世界奢侈になりて浮華ふくわに生立し故、惰弱たちやくにして

多病なり、年々薬用せさる事も稀也、甚しきハ九丹たんの

類年中茶菓子ちあしの如く用るある也、其多病なるハ父母の

産子なる故、今世生るゝ子は生れなからの病身也、奢侈の

流弊なり

一、足輕は卒也、武備の肝要の者也、昔ハ一所に差置れ

代々足輕は足輕にてある故、武士氣もあり格式作法も知て
頼母敷者にてありしと云り、然るに何の頃よりか生付の足
輕は次第に減して、今ハ農商の入人夥しき事也と云り、

偕在町の足輕に成者は、皆懶惰らいだにして家業を勤めず、

困窮仕尽して是非なく足輕になる也、夫故世上の悪口ニ

道心者になるか足輕になるかとて二ツの中を撰てなる故、

足輕に成たる者は別世界の者に様に殊の外賤るなり、

己も賤き事を知る故ますます放逸ほういつ無慙むさんになる也、生れ

ほしいままにあふれはぢなし

付の足輕も其風に移りて、都而足輕ハ上をも恐れず

身をも惜ますと也、先年承しり事なるか、大小姓番処

にて下使の足輕いつも番所を明て居らす、用事差

支る故本給割方へ其旨を理りしに、割方にて云様、彼等

は放逸の者共にて某等か申事ハ勿論 公儀をも恐

れぬ者共なれば是非に及はす、御用の闕候節は何時

にても御申越あるへし、加番人を差出可申と云けるとそ、又

木場町に住む足輕罪ありて閉門被仰付し所、三味線を

弾き高歌を謡ふ故、近隣の者行きて諫しかは、其者

冷笑て、嗚呼の事をいふ人かな、某等ハ仮令身上を打

たりとて高か壺斗五升也、御呵中なれはとて争か楽

無くて有らんと云ければ、近隣の者あきれて帰りしと

云事也、ケ様の者共多くありては大に御治世の害と

なるなり、又幼少或ハ病身を申立て、勤をせす肝煎

と謀りて寝扶持を取て居る者幾等も有と云り、

足輕も御譜代故に幼少病身といえへとも御扶持を

賜りし事なるへし、当世の無頼在町のなれの果なる

足輕共に寝扶持を賜るハ費なる事也、是と申すも畢

竟は組頭の仕置行届す成行次第にせし者故、ケ様

になりて、一組のものの在町原々或ハ人の長屋台所を

借り、又は召仕等になりて所々方々に居る事故、所詮仕

事のならぬ事に成たり、飛田玄伯は上花沢の中町の

出生なりと申か、二十計の頃迄は中町一町に御扶持方

より御手明迄の家四五軒ならて無く皆足輕也、垣を

仕たる家一軒けんもなく、夜中若者共咄に、歩行に藁を二

三把ツ、持行草鞋を作りながら咄をせしと也、袴を持たる

者稀にて入用の時は借て間を合せけり、並方能人も

やつはり足輕同様の暮し也、時にいつしか次第に足輕ハ

耗へッて他組の人多くなりて、今ハ三手衆迄ありて足輕

は四五軒になりたり、其足輕も則歴々の暮しをする也、

余り久しからぬ内に大に変したる者なりと語しりと申

なり、玄伯ハ当年七十三なれば五十年前の事也、遠から

ぬ昔なるか猶質素の風にて身分を知り頼母敷事二而

有しなり、憐れ昔の如く一所に差置れ苗字を呉放す

事のならぬ様に被仰付、衣食住の制度を御立あり迎も、

支配頭も其所に居置れ治を第一に被仰付、治の善惡

により賞罰を以て御勸ある時は、支配頭も役義に身を

入組子も御用に立様になるへき事なるへし

